

逆命者あれば、即ち加斬戮し、歸順ふ者は、仍加褒美む。

謹んで按ずるに、是、賞罰の始めなり。凡そ賞刑は、其の過不及を齊ふる道にして、勸めて人を善に導き、懲して惡を人に示すの事なり。人の氣質同じからず、俗の風教正しからざれば、則ち或は惡を習ひて、恒と爲し、或は暴逆を以て業と爲す。故に刑は以て之を威し、罰は以て之を懲すもの、君子これを愛する所以にして、惡んで以て焉を害するに非ず。刑賞以て之を御せざれば、則ち善惡明らかならず、君子の道消し、小人の道長ず。慎まざる可けんや。(以上は賞罰の義。)

大物主神、及び事代主神、乃ち八十萬神を天高市に合め、帥ゐて以て天に昇り其の誠款の至を陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻と爲ば、吾猶汝を疎き心ありと謂はむ。故今吾が女三穗津姫を以て汝に配せて妻とせむ。宜しく八十萬神を領ゐて、永るに皇孫の爲に護り奉れと。乃ち還り降らしむ。

謹んで按ずるに、是、天神、賞を行ふ始めなり。

神武帝の即位二年、春二月甲辰の朔乙巳、天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて、築坂邑に居らしめて、異に寵みたまふ。亦大來目をして、畝傍山の以西の川邊の地に居らしめたまふ。今來目邑と號く此其の緣なり。珍彦(珍彦、此を干怒毗故と云ふ。)を以て倭國造と爲し、又弟猾に猛田邑を給ふ。因りて猛田の縣主と爲す。是、菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城、名は黒速を磯城の縣主と爲し、後に劍根と云ふ者を葛城の國造とす。又八咫鳥も、亦賞の例に入る。其の苗裔は、即ち葛城の主殿縣主部これなり。

謹んで按ずるに、是、人皇賞を行ふ始めなり。功有れば即ち賞祿あるは、君臣の禮なり。然れども、其の功を定めざれば、即ち大小輕重正しからず、而して賞その道を失ふ有り。故に功を定めて、而して後に賞を行ふ、是明世の事なり。帝初め東征の間、策を奉り戈を荷ひ、自ら難に當るの功臣勇士擧げて數ふべからず。今、賞を行ふの始めは、道臣命に在り、而して頭八咫鳥に及ぶ。其の功を定むるの道、大なる哉、公なる哉。(以上は賞を行ふ禮。)



天神、葦原中國の邪鬼を撥ひ平げしめむと欲し、天國玉の子、天稚彦に天鹿兒弓、及び天羽羽矢を賜ひて遣す。

謹んで按ずるに、是其の臣に賚する始めなり。蓋し、其の風聲を樹て、以て人の耳目を異にし、其の勸勤の意を鼓舞し、其の善忠の實を興動するは、人君治平の要道なり。故に、賞すること以て厚く、待すること以て深くして、而して、後その任ずる所甚だ重く、其の責むる所能く通ず。天神此の神を賞すること此の如し。而るに此の神、忠誠ならず、忽ち還投矢に中りて命を隕す。其の責速かに通ずること、以て見つ可し。後世將を立てて鉄鉞を賜ひ、其の器服を異にす。皆、賢を賢とし、有徳を崇獎し、人心を興起する所以、端を是に造す。乃ち外朝の旌淑なり。

皇孫、天鈿女命に勅すらく、汝、宜しく神の名を顯はしつるを以て、姓氏と爲すべしと。因りて猿女君の號を賜ふ。故に猿女君等の男女、皆呼びて君と爲す。此の縁なり。

謹んで按ずるに、是、其の功に因りて、姓號を賜ふ始め也。神武帝東征の

日、日臣命、忠にして且勇あり。加、能く導くの功あり、以て道臣の名を賜ふ。蓋し姓名の號は、芳を百世に流へて、其の善心を鼓動する所以なり。姓を賜ひ氏を命ずること、必ず道あり。人臣これを時君に稟けざれば、則ち其の氏と爲すを得ず、其の分嚴なる哉。凡そ物部、大伴を姓と爲すは、其の威武を以てなり。(饒速日命は物部氏の遠祖なり。物部は武夫の訓なり。道臣命は大伴氏の遠祖なり。日本武尊、鞆部を以て武日に賜ひ、以て大伴氏と爲す。)中臣、忌部を姓と爲すは、其中直にして、祭祀を主るに因るなり。況や藤、橘、菅、江の分、源、平、紀、清の派、未だ嘗て其の勳業を以てせずんばあらず。夫れ名は實の著れたる也。實無くして名あれば、則ち竟に虛名と爲る。虛名にして之を後世に傳ふる者、臭を子孫に遺す也。其の賜ふ所、其の受くる所、慎まざらむや。(以上は賚賜の義。)

神武帝、辛酉の年春正月庚辰の朔、天皇、橿原宮に帝位即す。是の歲を天皇の元年と爲す。故に古語に稱め奉して、畝傍の橿原に、底つ磐根に宮柱太しき立て、高天之原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇と曰し、號を神日本磐余彦火



火出見天皇と曰す。

謹んで按ずるに、是、人臣、尊號を奉るの始め也。神代、既に尊命の説あり。凡そ善惡の應は終に掩ふべからず。故に臣に善惡あれば、則ち君これを糺し、君の善惡は、天必ず之を糺す。天、言はず、而して人これに代る。所謂尊號の善惡是なり。後世に至りて謚贈の制あり。唯人君その臣を賞黜するのみにあらず、臣子も亦其の君父を議す。臣子焉を議するに非ず、天下以て之を議す。天下の議は天の命なり。君臣の道慎まざるべけむや。夫れ一時の好惡を以て、百世の榮辱を蒙る、未だ其の履歴を知らずして、而も一たび其の號謚を聞けば、則ち其の人を知る。故に人心を勸化し、善惡を興懲する者、此に在り。然らば乃ち賞刑の實は、人君に本づきて以て天下に流はる、行の迹、功の表は、己に出て、人に成る。是、それ終に掩ふべからざる也。(以上は尊號の禮。)

諸神、罪過を素戔嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てし、遂に促め懲る。髮を抜かしむるに至りて、其の罪を贖ふ。亦曰く、其の手足の爪を抜きて之を贖ふ。已にして竟に降焉に降焉。

謹んで按ずるに、是、刑罪贖流を行ふ始め也。凡そ刑は、衆以て之を惡み、事以て衆に渉る。其の著しきこと掩ふべからず、而る後に、察して其の罰を行ふ。尊の無狀なる、六合常闇に至る、其の繋る所最も博大なり。故に衆議して之が刑を行ふ。又その科を贖ふ。刑罪の公と謂ひつ可し。是より人皇に至り、刑法大いに定まり、律令周く施し、天下悉く刑の懲す可きを知る。蓋し罰は以て之を恥かしめ、刑は以て之を害す、神聖豈之を欲せんや。否ざれば、乃ち善も終に長からず、道も終に行はれず。故に聽斷の法を詳かにし、詳讞の議を謹み、冤抑の屈を伸べ、死囚の決を親らして以て刑憲を慎み、典獄の任を正しくし、欽恤の誠を存す。濫縦を戒むるは、歴代聖主の明戒ななり。人一たび死すれば生れず、身一たび黥くれば復らず事一たび謬てば、則ち千たび悔ゆるも、亦補はれず。故に至誠を以て焉に臨み、至明を以て之を致し、而して其の中、其の孚を得べき也。(以上は罰を行ふ義。)

○詳讞—讞は罪利を再審するに即ち裁判を正すの意



以上は賞罰の省を公にす。謹んで按ずるに、賞すれば則ち勸み、罰すれば則ち懲るは、情の恒なり。神聖その人情に因り、以て政を制し、其の道を正す。是、刑賞の大柄たる所以なり。凡そ、賞罰の道は、極を其の初めに建て、效を其の後に省るに在り。其の制、初めに明らかならざれば、則ち、人その準的を守るを知らず、其の效、後に糺さざれば、則ち人その終を克くすること能はず。法の明らかなるや、猶久しければ、則ち怠り、緩なれば則ち褻る。故に巡守巡察の省あり。以て其の政を陟黜して、芳臭を其の時に著はず。是、治平の大權なり。唯、人の歡を欲し、人の畏を欲し、而して數ば賞刑し、一人の喜怒を私し、一時の好惡を逞しうす、天下の公を以てせざれば、則ち人これに狎れ、これを輕んず。賞刑、勸懲の實を得ざる也。或人疑ふ、明聖の君は、刑賞錯いて用ゐずと。然らば、則ち刑賞は衰世の政かと。愚、謂ふに、明聖の君は、賞刑に審かにして惑はず。故に諸を明聖と稱す。凡そ登用黜退は、君子小人を舉錯するの道なり。既に人あれば則ち喜怒好惡あり。既に君臣あれば、

○四凶一舜、堯に臣となり、四門に賓し、渾敦、鯀、窮奇、檮杌、饕餮の四凶、族を流すをいふ。

○天瓊矛一玉矛をいふ。

則ち慶賞刑罰あり。何ぞ唯人のみならむや。天地に春生秋殺あり。以て萬物を一齋するをや。外朝唐虞の盛なる、十六相を擧げ、四凶を錯て、大功二十、天子と爲る。其の天命天討といふ、是也。知らず唐虞の外に、亦聖一の君ありや。然らば、乃ち賞罰の省、治教の要と爲す所以に非ざらむや。

### 武 德 章

伊弉諾尊、伊弉册尊、天浮橋の上に立して、共に計らひて曰く、底つ下に、豈國無からめやと、廻ち天瓊（瓊は、玉也。此を努と曰ふ。）矛を以て、指下して探りまし、かば、是に滄溟を獲き。其の矛の鋒より滴瀝る潮、凝りて一の島と成れり。名づけて破馭廬島と曰ふ。

一書に曰く、天神、伊弉諾尊、伊弉册尊に謂りて曰く、豊葦原千五百秋瑞穂之地有り、宜しく、汝往きて循すべしと、則ち天瓊矛を賜ふ。是に、二神、天上浮橋に立たし、戈を投しおろして地を求め、因りて滄海を畫きなして、



之を引き擧ぐ。即ち戈の鋒より垂落る潮、結びて島と爲る。名づけて礮馭盧島と曰ふ。

一書に曰く、豊葦原千五百之瑞穂國は、大八洲未だ生らざる以前、已に其の名あり。名字ありと雖も形相無し、強ひて其の形を字して、天瓊矛と爲す者なり。大八洲國は即ち瓊矛の成れる所なり。

謹んで按ずるに、大八洲の成ること、天瓊矛に出づ、其の形、乃ち瓊矛に似たり。故に細矛千足國と號く。宜なる哉。中國の雄武なるや。凡そ、開闢より以來、神器靈物甚だ多し。而して天瓊矛を以て初と爲す。是乃ち武徳を尊び、以て雄義を表はす也。

素戔鳴尊、天に昇ります時に、溟渤鼓るに盪ひ、山岳鳴り响えき。此、則ち神性雄健が然らしむるなり。天照大神、素より其の神の暴く悪きことを知らしめせば、詣來る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚きたまひて曰く、吾が弟の來ること、豈善き意を以てせむや、謂ふに、國を奪はむとする志ありてか、夫れ父母既に諸子に任せたまひて、各々其の境を有たしむ。如何にぞ就くべき國

○大八洲一日  
本の本土と島  
嶼を合せいふ

○千箭—多數  
をいふ。

○稜威—勢の  
鋭き意。

○雄詰—雄々  
しく叫ぶ。

○噴讓—しか  
ること。

○十握劍—双  
渡りの十握許  
りある劍。

を棄て置きて、敢へて此の處を窺ふやと、乃ち髪を結げて髻に爲し、裳をひき縛ひて袴と爲し、便ち、八坂瓊之五百箇御統（御統、此を美須磨屢と云ふ。）を以て、其の髻鬘、及び腕に纏ひ、又背に千箭之鞆（千箭、此を智能梨と云ふ。）と五百箭之鞆とを負ひ、臂には稜威之高鞆（稜威、此を伊都と云ふ。）を著き、弓繡振り起て、劍の柄とり握り、堅庭を踏みて、股にふみ陥し、沫雪の如く蹴る散らかし。（蹴散、此を俱穢籜邏箇須と云ふ。）稜威の雄詰（雄詰、此を烏多稽眉と云ふ。）を奮はし、稜威の噴讓（噴讓、此を舉盧毗と云ふ。）を發して、徑に詰り問ひ給ひき。

一書に曰く、日神、本より素戔鳴尊の武健くして物を凌ぐ意あることを知しめせり。其の上り至るに及びて、便ち謂ほさく、弟の來ませる所以は、是善き意にあらじ、必ず當に我が天原を奪はむとならむと。乃ち、大丈夫の武備を設け、躬には十握劍、九握劍、八握劍を帶き、又背上に鞆を負ひ、又臂には稜威高鞆を著き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦ぎたまふ。  
一書に曰く、天照大神、弟の惡心あるを疑ひ、兵を起して詰り問ひたまひき。



一書に曰く、日神の曰く、吾が弟の上り來ます所以は、復好き意にあらじ、必ず我が國を奪はむと欲する歟。吾婦女なりと雖も、何ぞ避くべきと。乃ち躬ら武備を装ふ云云。

謹んで按ずるに、是、日神、武備を装ひ兵を起したまふ義なり。日神の聖靈、天下誰か之に敵せむ、而して猶大丈夫の備を設けて、以て防禦す。是戒を萬世に垂れ、備を未然に設けしむるの謂也。蓋し、備は豫め爲すの義なり、備あれば則ち安し。備無ければ則ち敗る。天下の事物皆然り。況や兵の用たる、必ず不虞に有り、不意に有り。故に遠く慮り深く思ひ、以て武備を装へば、則ち難に臨みて患なし。素戔嗚尊は神の弟なり。而も其の武徳を嚴にして之を責むる者は、其の無狀を以て天に臨み、八洲これが爲に泯滅し、黎元これが爲に沈淪するを思へばなり。而して武威を装ひて、其の機を懲らしたまふ、最も可畏し。

○眞床覆衾の義

高皇産靈尊、眞床覆衾を以て、天津彦國光彦火瓊杵尊に裹せまつり、則ち天磐戸を引き開け、天八重雲を排し分け、以て降し奉る。時に大伴連の遠祖天忍

日命は、來目部の遠祖天穗津大來目を帥ゐて、背に天磐鞞を負ひ、臂に稜威高鞞を著き、手に天梔弓、天羽々矢を捉り、及び八目鳴鏑を持ち副へ、又頭槌劔を帶き、天孫の前に立たして、遊行き降來りましぬ。

謹んで按ずるに、草昧の際、非常の戒め之を忽せにすべからず。故に、天忍日命は軍装を備へ、以て前驅して其の懐む所を敵とす。威武の道、設けて怠らざるは、終を克くする戒なり。況や天孫初めて天降りたまふをや。

神武帝の甲寅の年、冬十月丁巳の朔辛酉、天皇親ら諸皇子舟師を帥ゐて、東征したまふ。戊午の年春二月丁酉の朔丁未、皇師遂に東し、舳艫相接げり。方に難波の碕に到る。夏四月丙申の朔甲辰、皇師、兵を勒へて、歩より龍田に趣く。而るに其の路狭く峻しくして、人並行くことを得ず。乃ち還りて、更に東のかた膽駒山を踰えて、中洲に入らむと欲す。時に長髓彦聞きて曰く、夫れ天神の子等の來す所以は、必ず我が國を奪はむとならむと。則ち盡く屬へる兵を起して、孔舍衙坂に徹りて與に會戦ふ。

謹んで按ずるに、是、人皇東征して、中洲を定めたまふ武威なり。舟師あ

○孔舍衙坂今、河内郡にあり



り、歩兵あり、會戰あり、神策あり、神瑞あり、凱歌あり、祭齋あり。戰  
 ひ勝ちて戒を存し、以て營を別處に徙したまふ。聊か以て御謠を爲し、將  
 卒の勞を慰めたまふ。士卒を練り、誠信を示し、功を六年に建つ、其の兵  
 律の制、神謀の略、陣營器械の用法、元將偏帥の撰任、備はらざるは無し。  
 故に井光が尾ありしも、土蜘蛛の手足の長さも、其の術を著はすこと能は  
 ず。況や長髓彦の復很れる、菟田の兄猾の逆謀も、竟に戮殺せられて、而  
 して區宇安定し、中州初めて平らぐ。其の策、其の兵、皆神に出づ。神は  
 乃ち天なり。天以て之に授け、人以て之に與す。是、帝を神武と爲す所以  
 なり。或は疑ふ、天授け、人與し、神武にして殺さざる者は、聖人の兵な  
 り、然らば乃ち、何ぞ此の許多の誅戮あるかと。愚、謂へちく、草昧の間  
 草木咸く言ふ、邪鬼蠅の聲を爲し、各々自ら封境を建て、其の有を占む。  
 神兵にあらざれば、終に速成の功を得べからず。流るゝ血は蹠を没れ、屍  
 を僵し、臂を枕とする者、會戰誅戮の制なり。桀の犬、堯に吠ゆ、何の時  
 か黨奸の賊徒無からむ。況や屯蒙をや。其の神兵に死する者は、天の之を

討つ所なり。その他、民を易へずして、以て之を治む。東征六年の間、其  
 の兵を鳴らすもの僅かに一年戊午の年二月より己未年春二月に至る。而して中國風塵を絶ち、神  
 武不殺の大兵、天授け、人與するの至徳、併せ考ふべき也。(以上は神聖の  
 武。)

高皇產靈尊、更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣すべき者を選びたまふ。尙  
 曰く、磐裂根裂神の子磐筒男、磐筒女の生める子、經津主神これ佳けむと。時  
 に天石窟に住む神、稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日  
 神の子武甕槌神あり。此の神進みて曰く、豈唯經津主神のみ獨り丈夫にして、  
 吾は丈夫に非ず哉と、其の辭氣慷慨し。故、以て即ち經津主神に配へて、葦原  
 中國を平けしむ云云。故、大己貴神、乃ち、平國し時に杖りし廣矛を以て、二  
 神に授けて曰く、吾、此の矛を以て、卒に功を治せること有り。天孫、若し此  
 の矛を用ゐて國を治めたまはゞ、必ず平安くましまさむと。

謹んで按ずるに、是、天神將を撰びたまふ義なり。蓋し、兵を用ゐる要は、  
 一に軍將に在り。將は軍の司命、勝敗の源なり。天神、三たび群臣を會へ



て、以て此の二將を得、終に其の功を遂げたまふ。撰ぶ所任ずる所、共に其の道を得る也。二神平順して、天孫臨降りたまひ、以て萬億世の皇系を開く、其の武威、吁愁めたる哉。懿なる哉矣。大已貴の奉れる廣矛も、亦靈器なり。凡そ、兵は律を以て興し、策を以て立ち、器械を以て用と爲す。兵武の字、皆其の器を以てす。況や中國は初めより瓊矛あり、以て此の淵を成し、天神、寶劍を以て神器に備ふるをや。宜なる哉、二神、刃に血らざるの勳あること。

神武帝の東征に、大伴氏の遠祖日臣命は、大來目の督將、元戎を帥ゐて、山を踏み啓き行きぬ。

先人曰く、神武天皇東征の日、物部氏の祖道臣命、軍帥と爲ると。(物部氏は、恐らくは誤れる乎、大伴氏なり。道臣命は、乃ち日臣命のなり。)

謹んで按ずるに、是、人皇、將を撰ぶの始め也。蓋し、將は才以て物を將ふるに足るの稱、帥は智以て人を帥ゐるの名なり。危急草屯の時、其の用最も將帥に在り、滔々たる武夫も、謀を好み機を挫くの精に非ずんば、未

○草屯—原始の野蠻ひらけぬこと。

○折衝—敵の突き來るを挫くこと。

だ其の任に中らず。故に將帥の用たる、必ずしも攻戰を以てせず、打衝敵を屈する智を要し、誠信撫教の實に本づく。其の任重し、其の撰、豈得易からむや。道臣命は、殆んどこれか。上に神武の聖有し、下に賢才の應あり、其れ區字を制し、弘業を弘め、利ならざる所無く、成らざる所無き所以なり。(以上は將帥を撰ぶ。)

高皇產靈尊、天稚彦に天鹿兒弓、及び天の羽羽矢を賜ひ、以て之を遣す。

謹んで按ずるに、是、天神、將に節刀を授くる義なり。人皇に及び、景行帝、鈇鉞を以て日本武尊に授けたまふ。是より連綿修飾して、立將の禮あり。凡そ、節度は其の信を示す所以なり。斧鉞は刑戮を専らにする所以なり。軍旅の制は以て私すべからず、人臣、又專制の義無し。故に、風聲を四方に樹て、天表を懐む所に著はす、將帥一たび闕外の寄を受け、時中の宜に適ふ。是に於て、三軍の任は此に歸し、其の倚付を二三にする無し。蓋し、將相は天下の師たり。其の才、其の德、並び行はれざれば則ち其實を得ず、天下安ければ、意を相に注ぎ、天下危ければ、意を將に注ぐ。

○節度—將帥出征の時與ふる證符。  
○闕外—寄しき、闕、即ち都城の邊也。將軍の制す。



○机陞おちつかぬ状。

○懷綏なつけやすんず。

然れども、安きも常に安からず一人齟齬そご机陞こつげつあれば、即ち危に轉ず。人君無事の日、人才彙集の時に當り、其の器を儲へ、以て急難に備へ、天寵の優を隆うし、懷綏の徳を布かしむれば、則ち凡そ事成らざる無き也。將に兵に將とし、將に將とし、將相兼ね任ずる有り。知、信、仁、勇、忠あり、禮將あり、嚴將あり。然れども、其の本は知、仁、勇の三に在り。若し兵を擧げて不逞を討つに、其の撰將に精しからざれば、則ち自ら傾覆を招き、以て三軍を蹙みぢにする也。古來その任を重んずること、亦宜ならずや。(以上は節度を賜ふ。)

神武帝の即位二年の春甲辰の朔乙巳、天皇、功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂つきさか邑むらに居らしめ、以て異に寵めくみたまふ。亦、大來目をして畝傍山の以西の川邊の地に居らしむ。今、來目邑きよめむらと號なづくるは、此其の緣なり。珍彦うづひこを以て倭國造（珍彦、此を于磐毗故と云ふ。）と爲し、又、弟あとうけし猾たけのむらに猛田邑たけのむらを給ふ。因りて猛田縣主たけのむらと爲す。是、菟田うたの主水部のみづらが遠祖なり、弟磯城いそ、名は黒早くろはやを磯城縣主いそと爲す。復劔根つるぎねといふ者を以て、葛城の國造と爲す。又頭八咫鳥やたがらすも

亦賞の例に入る、其の苗裔は即ち葛野主殿縣主部是なり。

謹んで按ずるに、功を定め賞を行ふは、軍國の盛事なり、賞その功に當らざれば、則ち禮明らかならず、功無くして賞あらば、則ち小人進んで佞奸行はる。故に賞を行ふは、必ず其の功を定むるに在り。今大君命あり、國を開き業を建つ、其の時最も畏るべし。是に於て、賞その禮を踰えず、而して功臣全を保ち、國家安靖なり。蓋し賞罰は人君の大柄なり、更に之を忽にすべからず。金帛器物、祿位、土地の與奪、其の撰を精しうせざれば、則ち其の實を得ず、功を定め賞を行ふの一句、萬世賞を行ふの模格なり。(以上は賞を行ふの格。)

景行帝の二十五年、秋七月庚辰の朔壬午、武内宿禰を遣はして、北陸及び東方諸國の地形、且、百姓の消息を察みさしむ。廿七年春二月辛丑の朔壬子、武内宿禰東國より還りまゐきて奏言まをさく、東夷の中に日高見國ひたかみのくにあり其の國人、男女並びに結かみを推おげ身を文もて、人となり勇み悍たけし、是を總べて蝦夷えみしと曰ふ。亦土地沃壤こえて曠ひろし、撃ちて取りつべきなりと。四十年夏六月、東夷多く叛きて邊境騷



○斧鉞おの、天皇賜ふ證符たまはかりのしるしに

ぎ動ぶむ。秋七月癸未の朔戊戌、天皇斧鉞おのを持ちりて、日本武尊に授けて曰く、朕聞く、東夷は識性しつせい暴はげく強く、凌しのぎ犯かすことを宗とす。村に長なく、邑に首なし、各々封境ほうけいを貪りて、並びに相盜略あひあひむ、亦山に邪神あり、郊に姦鬼あり、衢に遮り、徑みちに塞がりて、多く人を苦しましむ。其の東夷の中に、蝦夷これ尤も強し。男女交り居て、父子別なく、冬は則ち穴あなに宿、夏は則ち櫟しほに住む。毛を衣とし、血を飲みて、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽とせうの如く、草を行おふこと走獸そうじゆうの如し、恩を承けては則ち忘れ、怨うらを見ては必ず報ゆ。是を以て、箭やを頭髻あたまに藏め、刀を衣中に佩ひけり。或は黨類たうるいを聚つへて邊界へんがいを犯し、或は農桑のうそうどきを伺ひて人民を略かすむ。撃うてば草に隠れ、追へば山に入る。故、往古より以來、未だ王化おうかに染しはらず、今、朕、汝の人と爲りを察みるに、身體たか長かく、容貌きようぼう端正てんせいし、力能く鼎かまへを扛あげ、猛きこと雷電らいでんの如く、向ふ所前かたなく、攻むる所必ず勝つ。即ち知りぬ、形は則ち我が子にして、實は則ち神人かみなることを。是寔まことに、天の朕おの不お叡なく、且國の不平ふだれたるを愍あはれしみたまひて、天業あまのわざを經をめ綸とへ、宗廟そうぼうを絶たざらしめたまふか、亦此の天下は、則ち汝の天下なり、是の位は、則ち汝の位なり。願はくは、深

○浹辰あつしん、周しう、十二時じふにじ、辰しんに至る十じふの義ぎに用もちふ。

く謀り遠く慮おぼひて、姦あやを探り變を伺ひて、これに示すに威を以てし、之を懐なつくるに徳を以てし、兵甲へいこうを煩わづはさずして、自ら臣隸しんれいはしめよ、即ち言を巧みて以て暴あやふる神を調へ、武を振ひて以て姦鬼あやを攘はらへと。是に於て日本武尊、乃ち斧鉞おのを受け賜はり、再拜さいはいみて奏して曰く、嘗て西を征せいけし年、皇靈かうたまの威いに頼り、三尺の劔けんを提たげて熊襲國くまじりを撃ち、未だ浹辰あつしんも經をず、賊首さくしゆ罪つみに伏しぬ。今亦神祇しんきの靈たまに頼り、天皇の威いを借りて、往きて其の境に臨みて、示しすに徳教とくけうを以てせむに、猶なほほ服はつはぬもの有らば、即ち兵を擧あげて撃たむと。仍りて重ねて再拜さいはいみぬ。冬十月壬子の朔癸丑、日本武尊たぢ發路はつろたまふ。爰こゝに日本武尊、則ち上總かみづみより移りて陸奥國りくおに入る。時に大なる鏡かがみを王船おうふねに懸かけて、海路かいじゆより葦浦あしのうらに廻り、横よこに玉浦たまうらを渡りて蝦夷あまの境さかいに至る。蝦夷あまの賊首さくしゆ、島津神しまづかみ、國津神くにづかみ等、竹水門たけのみづかどに屯いみて距がむと欲す。然るに遙かに玉船たまふねを視て、豫あめ其の威勢いせいに怖おそぢて、心の裏うらに勝つまじきことを知りて、悉く弓矢ゆみやを捨て、望み拜まがみて曰く、仰あやぎて君が容かみを視れば、人倫ひととに秀うれたまへり、若しくは神にますか、姓名かみなを知しはらむと。王み對たいへて曰く、吾は是、現人神あらひとかみの子なりと。是に於て、蝦夷等あまら悉しつく慄おそまりて、則ち



○面縛—手を背に縛り、面は前に向くをいふ。

裳を褰げ浪を披けて、自ら王船を扶けて岸に着きぬ。仍りて面ら縛れて服罪ふ。故、其の罪を免したまふ。因りて其の首帥を俘にして、從身に仕へまつらしめ蝦夷既に平ぎぬ。

謹んで按ずるに、是、東夷征伐の始めなり。是より蝦夷朝貢して怠らず、教化大いに東方に行はれ、綿々として以て今日に至る。武内宿禰の機を知るや、日本武尊の雄武なるや、神劔の發威なるや、靈鏡の明光なるや、殆ど武徳の盛なるなり。故に帝終に其の功名を録し、以て武部を定め、諸を後世に示したまふに至る。凡そ、小碓王の兵を用ゐるや。西に東に向ふ所寇なく、王に勤めて息むこと無し。此の時、邊鄙の反人悉く平ぎ、夷賊從服し、四海大いに寧し。皆是、王の功なり。惜しい哉、瘴の害して其の命を天したまふこと。(以上は東夷を征す。)

神功帝、住吉大神の教に因りて、便ち分髪を結げて髻になし、因りて群臣に謂りて曰く、夫れ、師を興し衆を動かすは、國の大事なり、安危成敗必ず斯に在り、今征伐ところあり、事を以て群臣に付く。若し事成らずば、罪群臣にありむ。是甚だ傷きことなり。吾、婦女にして加、不肖し。然れば暫く男の貌を假りて、強ちに雄々しき畧を起し、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助に藉り、兵甲を振して嶮き浪を渡り、艦船を整へて以て財の土を求む。若し事就らば、群臣共に功あり、事就らずば吾獨り罪あり。既に此の意を有てれば、其れ共に議へと。群臣皆曰く、皇后天下の爲に宗廟社稷を安んずる所以を計ります、且罪臣下に及ばず、頓首みて詔を奉けまつると。秋九月庚午の朔己卯、諸國に令して船舶を集め、兵甲を練る、時に軍卒自ら集ひぬ。爰に吉日を卜へて、臨發たまはむとすること日あり。時に皇后、親ら斧鉞を執りたまひて三軍に令して曰く、金鼓節無く旌旗錯ひ亂るゝとき、則ち士卒整はず、財を貪りて多く欲し、私を懷ひて内に顧みせば、必ず敵の爲に虜れなむ、其の敵少くとも勿輕りそ、敵多くとも無屈ぞ、奸し暴がむをば勿聽しそ、自らに服はむをば勿殺しそ、遂に戦勝たば必ず賞あらむ、背走ば罪あらむと。冬十月己亥の朔辛丑、和珥津より發ちたまふ。時に、飛廉風を起し、陽候浪を擧ぐ、海中の大魚悉く船を挟み、則ち大なる風、順風に吹きて帆船、波のまにまに、艦楫を勞せずして、便ち

○飛廉—風師  
○陽候—波神



○厝身身を置く

○馬梳馬の毛を洗ふ刷子

○阿利那禮河今鴨綠江、阿利那禮河、朝鮮語

新羅に到ります。時に、隨船潮浪遠く國中に遠ぶ。新羅王是に於て、戰戰慄々おそおそきて、厝身無所。則ち、諸人を集へて曰く、新羅の建國より以來、未だ嘗て海水の國に凌ることを聞かず、若しくは天運盡きて、國海と爲らむかと。是の言未だ訖らざる間に、船師海に滿ちて、旌旗日に耀き、鼓吹、聲を起て、山川悉く振ふ。新羅王遙かに望みて以爲らく、非常の兵、將に己が國を滅さむとす、警ぢて失志ひぬ。乃今醒めて曰く、吾聞く、東に神國あり、日本と謂ふ。亦聖王あり、天皇といふと。必ず其の國の神兵ならむ。豈兵を擧げて以て拒ぐべけむやと。即ち素旌あげて自服ひぬ。素組して面ら縛はる。國籍を封じて王船の前に降りて、因以て叩頭て曰く、今より以後、長く乾坤と伏ひて飼部と爲り、船拖を乾さずして、春秋に馬の梳、及び馬の鞭を献らむ。復、海遠に煩かずして年毎に男女の調を貢らむと。則ち重ねて誓ひて曰く、東に出づる日更に西に出で、且、阿利那禮河の返りて逆まに流るゝを除き、及び河石昇りて星辰に爲るに非ずば、殊に春秋の朝を闕き、怠りて梳鞭の貢を廢めば、天神地祇共に討へたまへと申す。時に或人の曰く、新羅王を誅さむと欲すと。是に於て皇后

○内官家三韓の事を掌る官舎

曰く、初め神の教を承はりて、將に金銀の國を授りぬと。又三軍に號令して曰く、自服へるを勿殺しそ。今既に財の國を獲つ。又人自降ひ服ひぬ。これを殺すは不祥と。即ち其の縛を解きて飼部と爲し、遂に其の國中に入りまして、重寶の府庫を封めて、國籍の文書を收む。即ち皇后の杖ける矛を以て、新羅王の門に樹て、後葉の印としたまふ。故其の矛今猶新羅王の門に樹てり。爰に新羅王波沙寢錦、即ち微叱己知波珍干岐を以て質として、仍りて金銀彩色及び絳羅縑絹を賚し、八十艘の船に載せて官軍に従はしむ。是を以て新羅王常に八十艘の調を以て日本國に貢るは、其れ此の緣なり。是に於て、高麗、百濟二國の王も、新羅、國籍を收めて日本國に降りぬと聞き、密かに其の軍勢を伺はしむ。則ち勝つまじきことを知りて、自ら營の外に來て、叩頭て款して曰く、今より以後、永く西蕃國と稱ひつゝ、朝貢を絶えじと、故因以て、内官家を定む。皇后新羅より還りたまふ。

謹んで按ずるに、是、西戎征伐の始めなり。仲哀帝の朝に、住吉大神、西戎の外夷を以て之に賜ふ。帝信ぜずして早く崩じたまふ。皇后、志を繼ぎ



○突―肉の古  
字。

事を述べ、又ちよに血ちよらずして、高麗、新羅、百濟、皆從服し、三韓は官家の藩屏と爲りぬ。應神帝生れながら聖武の形を備へ、産れますときに突腕し上に生ひたり。其の形軀の如し。故に、其の名を稱して豊田天皇たと謂す。上古の俗に、軀を號して褒武多はむたと曰ふ。八幡と諡し奉り、天下の武神と爲し、其の祭祀を以て之に事ふること、猶伊勢御神のごとし。武家殊に之を崇敬す。噫、靈德盛んなる哉。是より三韓、毎年來朝して貢を奉り、正曆を朝廷に受け、政事を我が國に問ふ。四國來りて池を作り、(應神七年秋九月、高麗、百濟、新羅、任那、來朝す。時に武内に命じて、諸韓人等を領て池を作らしむ。因以て池を名づけて韓人池と號ふ。)其の柔懷を示し、子弟を質し、博士を貢し、以て款誠を叩く。間、不逞の罪あれば、將帥を發して之を討す。百濟、王を殺して、以て其の無禮を謝し、酒君を鐵鎖して、以て虜を獻ず。(應神四年、百濟の辰斯王しんし無禮なり、國中これを殺して謝す。酒君が事は、仁徳の四十一年に在り。)狹手彦、高麗を討ちて王宮に入り、珍寶を獲て、以て其の捷を奏す。(欽明二十一年に在り。)或は高麗、鐵盾、鐵的を

○比自体―新  
羅火王郡とい  
ふ。南加羅―以  
上は皆任那の  
地。

獻じて、盾人の技に慄そき(仁徳の十二年に在り。)或は表彰を慢りて、羽表を奉り、禮を抗げ、知を索りて以て責察を受く。(高麗の表狀の無禮なることは、應神二十八年に在り。鳥羽の表を奉ること、敏達元年に在り。)故に西戎其の武徳を懼れ、其の雄才に服し、悉く我が屬國と爲る也。蓋し垂仁帝、既に田道間守に命じ、常世國に遣はして、香菓を求めしむ。然らば乃ち此の時西戎を併吞するの機あり。以て其の功を若櫻の朝に成せる也。皇后又軍師を發し、以て比自体、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を平定し、南蠻を屠りて以て百濟に賜ふ。處々に日本府を置き、以て政令を布く。中國の武徳、此に至りて大いに盛んなり。吁、中朝の文物、更に外朝に愧ぢず、其の威武の如きは、外朝も亦比倫すべからず。故に外朝の海防は、唯倭冠わこのみに要す。倭冠とは何ぞ、西州の邊民、彼を虜掠する也。官兵の冠するに非ず。而して其の膽を落し、股を戦はしむること然り。明朝の太祖、三たび使を我が國に遣はし、疆に寇するの禁を請ひ、好を修めむと欲して眷々たり。終には祖訓を垂れ、倭と絶つを以て其の一と爲す。是、其



の威武の餘風を恐るれば也。(以上は西戒を征す。)

以上、武義の徳を論ず。謹んで按ずるに、五行に金あり。七情に怒あり。陰陽相對し、好惡相並ぶ。是乃ち武の用、亦大ならずや。然れども、之を用ゐるに其の道を以てせざれば、則ち害は人物に及びて、而して終に自ら焼く。聖人は以て興り、亂人は以て廢る所以なり。豈是兵の罪ならむや。蓋し神代の兵武たる、惟れ神、惟れ聖にして、而して天討なり天兵なり。其の將帥軍伍も、皆靈神なり。然も猶其の道を存し、其の禮を備へ、而も其の大事を示す。以て鑑む可き也。凡そ内に好惡の情あり。以て外に其の状を興し、耳目視聽し、手足防護し、筋骨剛中し、爪齒把嚙するは、人の天險なり。君子以て、内は宮禁の衛を備へ、外は國郡の護を固らし、四邊の藩を密にし、士卒を練り、兵器を利し、將帥を撰み、陣營を制し、戰策を審かにし、常に盜賊の機を戒め、威武の嚴を奮ふ。是、不虞を警め、文徳を昭かにする所以なり。夫れ征は、其の不正を正す也。彼正しからざれば、輒ち師を興して之を侵伐し、士卒罪なくして

○把嚙—とりかむ

○弱々—なよと弱き貌

死地に入る。故に、征伐は人君の大權なり。豈之を容易にし、之を窮黷せんや。而も之を遠ざけ之を疎んずれば、乃ち國勢日に衰へて、天下大いに弱し、是大事たる所以なり。或は疑ふ、兵は霸主の業にして、聖人の道に非ずと。愚謂へらく、陰は其の根を陽に萌す。故に火は以て烈々の威あり、陽は其の元を陰に交ふ。故に水は弱々の柔あり。天、五材を生じ、民、並びに之を用ゆ。一を廢するも不可なり、誰か能く兵を去てむ。乃ち武、乃ち文は、堯の徳を賛する也。聖武を以て湯を稱し、武功を以て文王を歌ひ、神武不殺を以て周易を賛す。禮樂征伐並び言ふは、孔夫子の聖戒なり。國家常に武備と文教とを以て並び行ひ、事に先だちて之が備を爲し、事無くして之が防を爲すは、暴亂を將に萌さむとするに遏め、治安を長久に護る所以なり、外國の聖主、未だ嘗て文武を左右にせざるはあらず。況や、中國は其の興る所、瓊矛に在り。而して天神以て天征し、天孫に賜ふに寶劍を以てするをや。況や神武帝の東征する、天、賜ふに誦靈(誦靈、此を赴屠能瀾哆磨と云ふ。)を以てす。其の武威



の及ぶ所、服せざる無からむや。故に、中華の武は、四海の廣き、宇内の區なるも、遂に之を議すべからず。武の徳は惟、神にして、文の教は惟、聖なり。陰陽生殺の妙機を函み、仁義生成の化を致す。夫れ、仁義は人の道にして、或は之を用ゐて師敗れ、或は之に因りて國亡ぶ。然らば乃ち、其の要は其の人に在り。兵も亦此の如し、廢興存亡全く其の人に在り。聖人霸者の名に非ざる也。皇統綿々の後、大いに其の制を修飾す。崇神帝、一千の兵器を作らしめたまひ、持統帝、陣法の博士を置き、天下の民をして之を練習せしめたまふ。安と雖も更に戰を忘れず、神尙これを戒む。兵器をもて神祇を祭る。(垂仁二十七年、祠官をして、兵器を神幣と爲すをトへしむるに、吉なり。故に弓矢横刀を以て、之を祭る。)其の由りて來る所、渾厚なる哉。

祭祀章

天照大神、方に神衣を織りて、齋服殿に居たまふ。

○赤引練らざる絲。三河國神戸より獻ず。

○令義解一養老令を解釋せる書。

謹んで按ずるに、是、天神を祭祀する義なり。祭祀の説無しと雖も、既に神衣と曰ひ、齋服殿と曰ふ、則ち、神自ら之を織りて、以て神明に供ふる也。大神の靈、親ら其の機巧を營み、天神に事へたまふ。其の至誠、竊かに按ずべきなり。朝廷終に神衣祭あり、參河の赤引の神調の糸を以て、神衣を織り作して、以て伊勢の太神宮に供へたまふ。是、乃ち往古、至誠を以て神に事へたまふ遺則なり。(孟夏季秋に、神衣祭あり。伊勢神宮祭と謂ふ。此、神服部等が齋戒潔清して織り成す也。或人疑ふ、神書に所謂神衣は、大神の親服かと。愚、謂へらく、自服、豈神衣と曰はむや。令義解に云ふ。以て神明に供ふ。故に神衣と曰ふ。是、神、天神に供するの服を織るなりと。故に素戔嗚尊の惡、最も惡む可き也。)(以上は天神を祭る。)

高皇產靈尊、因りて勅して曰く、吾は則ち天津神籬、及び天津磐境を起し、當に吾孫の爲に齋ひ奉らん。汝、天兒屋命、太玉命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原中國に降りて、亦吾孫の爲に齋ひ奉れと。乃ち二神をして天忍穗耳尊に陪從て、以降りまさしむ。是の時に、天照大神、手に寶鏡を持ちて、天忍穗耳尊



に授けたまひて、祝<sup>は</sup>ぎて曰<sup>のたま</sup>はく、吾<sup>み</sup>が兒<sup>こ</sup>、此の寶鏡を視<sup>み</sup>たまはむこと、當に吾を見るがごとく、與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋鏡<sup>いはのかがみ</sup>とすべしと。復、天兒屋命、太玉命に勅<sup>は</sup>すらく、惟<sup>なほ</sup>はくは、爾二神、亦同じく殿内に侍<sup>ま</sup>ひて、善く防ぎ護<sup>まも</sup>ることを爲<sup>な</sup>せ。又勅<sup>は</sup>して曰<sup>のたま</sup>はく、吾が高天原に所御<sup>ま</sup>めす齋庭<sup>いはば</sup>の穗<sup>ほ</sup>を以て亦吾が兒に當御<sup>ま</sup>せまつると。

謹<sup>ひ</sup>んで按<sup>お</sup>ずるに、是、宗廟を建て祖考を祭祀するの禮なり。神籬<sup>ひもろぎ</sup>は、乃ち宗廟なり、寶鏡は乃ち宗廟の主なり。故に齋鏡と曰<sup>い</sup>ふ。夫れ、天祖の靈、物に體して遺<sup>のこ</sup>さず。然れども、宗廟の設<sup>た</sup>け、神主の寄<sup>よ</sup>なければ、汎<sup>はん</sup>乎として一定<sup>いち</sup>すべからず。故に宗廟以て之を萃<sup>あ</sup>め。神主以て之を寄<sup>よ</sup>す。而る後に神人の靈氣相集<sup>あ</sup>り、至誠通<sup>とお</sup>ずべく、齋戒致<sup>いた</sup>すべし。是、天祖、因<sup>よ</sup>りて神籬を起<sup>た</sup>て、以て齋鏡と爲<sup>な</sup>せと勅<sup>は</sup>したまふ也。夫れ天子は天地を以て父母と爲<sup>な</sup>す。故に天神地祇を祭祀し、以て其の本に報<sup>む</sup>ゆ。宗廟を建立し以て其の始<sup>は</sup>を貴<sup>た</sup>ぶは、人君の大禮なり。況や中國の生成は、直に天神地祇に在るをや。(令に曰<sup>い</sup>く、凡そ、天皇即位には、總て天神地祇を祭り、散齋一月、致

○散齋—神事に與るもの致ふ物忌なり。

齋三日と。義解に云く、天神は、伊勢、山城、鴨、住吉、出雲、國造、齋神等の類、是なり。地祇は、大神、大倭、葛木、鴨、出雲、大汝神等の類、是なり。皆常典に依りて之を祭ると。蓋し、人未だ嘗て其の父祖を思ふこと無くんばあらず、既に其の父祖を念<sup>おも</sup>ふあれば、則ち未だ嘗て其の由りて出づる所を念<sup>おも</sup>ふこと無くんばあらず。故に遠くは乃ち其の本始を思ひ、近きは乃ち其の父祖を慕<sup>も</sup>ひ、而して祭祀の禮起<sup>おこ</sup>る。況や本始の大功あり、父祖の大教あるをや。既に祭祀の禮あれば、則ち其の道之を致<sup>いた</sup>さずんばあらず。祭るに必ず時あり。祭るに必ず地あり。祭るに必ず祠部あり。祭るに必ず器用奉物あり。祭るに必ず齋戒あり。祭るに必ず其の事あり。以て其の禮を糺<sup>た</sup>し、以て其の誠を盡<sup>つく</sup>す。是祭祀の道なり。祭祀に其の禮を致<sup>いた</sup>さざれば、則ち神これを享<sup>た</sup>くべからず。禮儀その誠を以てせざれば、則ち神格<sup>か</sup>るべからず。禮致<sup>いた</sup>まり誠至<sup>いた</sup>りて、而して後に祭祀の實を得<sup>え</sup>べし。凡そ人の誠は祭祀より大なるは莫<sup>な</sup>く、祭祀の大は天地に如<sup>ごと</sup>くは莫<sup>な</sup>し。萬物の生成は天地に歸<sup>かへ</sup>り、子孫の綿<sup>つ</sup>續<sup>つ</sup>は祖宗に歸<sup>かへ</sup>す。是、天地祖宗、その本を一にする所以なり。蓋



し、人は萬物の長なり、人君は億兆の長たり、人君は天地を祭祀し、萬類の散氣を合し、威みな諸を天に歸す。本に報じ始に反り、以て其の至誠を盡すは、祭祀より大なるは莫し。齋とは何ぞ、其の齊とはざるを齊ふるの謂ひなり。祭祀の儀は、齋戒を以て之に交ふ可し。故に天神、詳かに其の禮を勅したまふ也。(以上は宗廟祭祀の義)

神武帝の四年、春二月壬戌の朔甲申、詔して曰く、我が皇祖の靈、天より降り鑒りて、朕が躬を光し助けたまへり。今、諸の虜ども已に平らぎ、海内無事なり、以て天神を郊祀りて、大孝を申ぶべしと。乃ち靈時を鳥見の山中に立つ。其の地を號けて上小野榛原、下小野榛原と曰ふ。以て皇祖天神を祭りたまふ。

一書に曰く、神武天皇、皇天二祖の詔に従ひ、神籬を建樹たまふ。所謂高皇產靈、神產靈、魂留產靈、生産靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神。(以上は、今、御巫の齋き奉る所なり。櫛磐間戸神、豊磐間戸神、(已上は、今御門の巫齋き奉る所。)生島(是、大八洲の靈、今、生島巫の齋き奉る所。)坐摩(是、大宮地の靈、今、坐摩巫は齋き奉る所。)日臣命は來目部を帥ゐて宮門を衛護

○神官に御祭の神  
○巫門に御祭の神  
○西神に御祭の神  
○祀に御祭の神  
○之に御祭の神  
○神官に御祭の神  
○祭に御祭の神  
○今に御祭の神  
○坐摩に御祭の神  
○同坐摩に御祭の神  
○祭に御祭の神  
○奉るに御祭の神

り、其の開闔を掌る、饒速日命は内物部を帥ゐて、矛盾を造り備ふ。其の物既に備はりたる時、天富命は諸の齋部を率ゐて天璽鏡劔を捧持し、正殿に安んじ奉り、並びに瓊玉を懸け、其の幣物を陳ね、殿祭祀詞す。次に宮門を祭り、然して後に、物部乃ち矛盾を立て、大伴、來目、仗を建て、門を開き、四方の國を朝せしめ、以て天位の貴きを觀しむ。此の時に當りて、帝と神と、其の際未だ遠からず、殿を同じくし床を共にし、此を以て常と爲す。故に神物官物、亦未だ分明ならず。宮内に藏を立てて齋藏と號け、齋部氏をして、永く其の職に任せしむ。又天富命をして供作へまつる諸氏を率ゐて、大幣を造作らしめ、天種子命(天兒屋命の孫)をして、天罪、國罪の事を解除へしむ。所謂天罪は、上、既に設け訖ぬ。國罪は、國中の人民の犯す所の罪なり。爾乃ち靈時の鳥見の山中に立て、天富命、幣を陳ね祝詞して、皇天を禋祀りまつる。徧く群望を秩て、以て神祇の恩に答ふ。是を以て、中臣、齋部の二氏、俱に詞祀の職を掌り、猿女君氏神樂の事を供ふ。自餘の諸氏各々其の職あり。



○郊時―郊外に社を建て祭る。  
○薄瀉―義理人情の薄きこと。

謹んで按ずるに、是、社稷宗廟を祭祀する始めなり。中州既に平ぎ、先づ社稷宗廟を建て、以て天地鬼神の靈を萃め、其の本に報い其の遠を追ふ、其の禮の盡せること然のごとし。夫れ人君は神に出づ、而して又神人の主たり、人民社稷の寄あり。故に郊時して以て天地宗廟に事へ、以て鬼神を祭る。大臣その禮を司り、重臣その事を相く。至誠の道此の如し。此を以て天下に臨めば、則ち人々、豈親を遺し君を後にするの薄瀉あらむや。帝天下を制して、先づ此に及びたまふ。其の聖徳の厚きこと至れる哉。

崇神帝の六年、百姓流離へて、或は背叛くもの有り、其の勢、徳を以て之を治め難し。是を以て、晨に興き夕べまで惕れて、神祇に請罪まをす。是より先、天照大神、和の大國魂の二神、並びに天皇の大殿の内に祭る。然れども其の神の勢を畏れて、共に住みたまふに安からず。故に、天照大神を以て豊鍬入姫命に託けて、倭の笠縫邑に祭らせたまひ、仍りて磯城神籬（神籬、此を比葬呂岐と云ふ。）を立つ。亦日本大國魂神を以て、淳名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに淳名城入姫命、髮落ち體瘦かみて、祭ふこと能はず。

○俗歌―宮人の大装衣、往きの膝通しも、大装衣の意、膝通し、長くと膝下まで垂れ通るなり。

一書に曰く、崇神帝の六年乙丑秋九月、倭國笠縫邑に磯城神籬を立て、天照大神、及び草薙劔を遷し奉る。皇女豊鍬入姫をして齋き奉らしめ、更に齋部氏をして、石凝姥神の裔、天目一神の裔の二氏を率ゐ、更に鏡を鑄り劔を造り、以て護りの御璽と爲す。是今の踐祚の日に、獻ずる所の神璽鏡劔なり。仍りて其の遷し祭る夕べ、宮人皆、集りて、終夜宴樂す。歌に曰く、「宮人の、おほよすがらに、いさとほし、ゆきの宜しも、おほよすがらに。」（今、俗歌に曰く「宮人のおほよそ衣ひざとほし、ゆきの宜しも、おほよそごろも。」と、詞の轉なり。）

謹んで按ずるに、是、別に神籬を建つる始めなり。神籬は乃ち神社の義、宗廟の制なり。（以上は天地宗廟を祭祀す。）

七年冬十一月、別に八十萬神を祭る。仍りて天社國社、及び神地神戸を定む。謹んで按ずるに、是、群神を祭る始めなり。天社は社稷宗廟の名、國社は郡國の名山大川、其の由りて祭る所の神社なり。神地神戸は、神に事ふる祠官、祭祀を奉ずる田園なり。國家、事あれば、則ち徧く群神に告げ、以



て其の誠を致す。是、禮の恒なり。(以上は群臣を祭る。)

○重浪一打寄  
○する波。  
○可憐國一う  
つしくよき  
國。

垂仁帝の二十五年春三月丁亥の朔丙申、天照大神を豊鍬入姫命に離ちまつりて倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め座せむ處を求めて、菟田の筱幡(筱、此を佐佐と云ふ。)に詣る。更に還りて近江國に入り、東のかた美濃を廻りて伊勢國に到ります。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰く、是の神風の伊勢國は、常世の浪の重浪歸する國なり。傍國の可憐國なり。是の國に居らむと欲ふと。故、大神の教の隨に、其の祠を伊勢國に立て、因りて齋宮を五十鈴川上に興つ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天より降ります處なり。

一書に曰く、天皇、倭姫命を以て御杖と爲し、天照大神に貢奉りたまふ。是を以て、倭姫命、天照大神を以て磯城の嚴櫃の本に鎮坐して、之を祠る。然る後に、神の誨の隨に、丁巳の年冬十月甲子の日を取りて、伊勢國渡遇宮に遷しまつる。

謹んで按ずるに、是、伊勢國內宮鎮坐の始めなり。(舊記に云ふ、内宮の號は、内とは宇犀郷の本名、因りて内宮と稱すと。)蓋し、神は入下を以て體

○内侍所一禁  
中温明殿にて  
神鏡を奉齋せ  
る賢所の別稱  
○彌綸一あま  
ねくおさめる  
○五典一五常  
の道。  
○三德一正直  
剛克、柔克の  
三なり。

と爲し、黎元を以て本と爲す。天の覆ふて明らかに、地の載せて厚き、人物の人物たる、神皆體して遺さず、其の靈を神鏡に移し、以て皇統の化を照し、其の迹を渡遇に垂れ、以て億世の敬を存す。大廟を茅屋し、糝食を鑿けず、以て令徳を示す。仰げば彌々高く、崇むれば彌々靈あり。朝廷既に内侍所を置き、天子且暮に拜恭して、往古の道を改めず、僧尼を禁じ梵釋を絶ち、聖教の人倫に在るを顯はし、懸象著明、其の道の知徳にあるを示す。其の洋々乎として四海に彌綸する、巍々乎として萬物に經緯する、是神の徳なり。然らば乃ち人倫日用の道を明らかにし、五典惟秩で、三徳惟致むるときは、則ち當に猶吾を視るがごとくなるべしと。神勅豈夫れ空しからむや。(以上は内宮の鎮坐)

雄略帝の二十一年丁巳の冬十月、伊勢皇太神、大倭姫命に教へたまひて、豊受大神を丹波國與佐の眞井原より迎へしむ。大倭姫命これを奏す。明年戊午の秋九月、勅使を差はして之を迎へ奉る。九月度會郡山田原の新宮に鎮まり坐す。一書に曰く、外宮は、傳へ言ふ、天祖天御中主神なりと。皇大神の託宣に、



先づ此の神を祭り、先づ此の神を拜せよと。且皇孫瓊々杵尊、此の宮の相殿に在す。故に天兒屋根命、太玉命、同じく在り、因りて號けて二所大神宮と曰すと。

謹んで按ずるに、是、外宮遷坐の始めなり。(以上は外宮の遷坐。)

欽明天皇の三十一年の冬、肥後國菱形池の邊の民家の兒、甫めて三歳、神託して曰く、我は是、人皇第十六代譽田八幡麻呂なり。諸州跡を神明に垂る、今又此に顯はると。其の後勅使を差はし、移して豊前國宇佐宮に鎮り坐す。(譽田は本名、而して八幡は神と爲す。後自ら稱する所の者なり。)

謹んで按ずるに、是、八幡鎮坐の始め也。蓋し、外宮、八幡、共に後世崇敬する所なり。朝廷、神宮を立て、以て旦暮の敬を致すは、唯内侍所に在るは、是、往古の神勅に因れる也。蓋し天祖は乃ち宗廟なり、天地なり、聖主、内は内侍所の設を嚴にし、外は内宮の鎮坐を仰ぎ、以て社稷宗廟を尊崇す。其の餘は群祀の列に在り。(以上は八幡の鎮坐。)

以上は祭祀の誠を論ず。謹んで按ずるに、延喜式に載する所、中朝大小

○二十二社  
伊勢、石清水、平賀、松尾、春日、野、稻荷、大和、石上、大和、大瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴船。

の神社は、三千一百三十二座あり。其の外、石清水、吉田、祇園、北野を、式外の神と號す。後朱雀帝の延暦三年秋八月、二十二社の式を定め、毎歳、神祇官に勅して、以て幣帛を奉らしめ、年穀を祈る。伊勢太神宮、八幡宮、これを宗廟と謂ひ、賀茂、松尾、平野、春日、吉田、大和、龍田等、これを社稷と謂ふ。又、祖神の祠は、これを苗裔と謂ふ。蓋し祭祀の禮には、天地を郊祀する有り、宗廟の饗祀あり、國家の常祀あり、内外の群祀あり。而して祭祀の道に、祭告あり、祈禱あり、齋戒の敬あり、奉幣の物あり、神官あり、神地あり、神戸あり。夫れ禮は祭より大なるは莫し、祭祀の道は、至誠に非ざれば則ち之を致むべからず。至誠に格ること、其の道を以てせざれば則ち得べからず、凡そ天子より以て庶人に至るまで、祭祀必ず分あり。人君は天下の爲に福を求め功に報い、天下の鬼神、悉く之を御す。故に大にしては天地を祭祠し、親にしては宗廟を饗し、小にしては徧く群神に告し、疎にしては群靈に及ぶ。中朝は神國なり、天神地祇を以て皇祖と爲す。天地は宗廟の神なり。後世、社稷



宗廟の制、天子  
七廟、天子  
廟、天子  
廟、天子  
廟、天子  
廟、天子  
廟、天子  
廟、天子  
廟、天子  
廟、天子

宗廟を分ちて二となす。鬼神の幽にして、迹の視聽すべきも、亦此の社稷を設けて、其の靈を此に萃むるときは、則ち鬼神の精分散れず、祭祀の誠著はるゝあり。祭祀また時あり、煩すれば乃ち褻れ、疎んずれば乃ち忘る。各々其の道を致して、而る後に在すが如きの實明らかなり。否ざれば則ち鬼神、何ぞ之を享けむや。享くべからずして焉を祭るは、所謂淫祠なり。或人疑ふ、中朝は祭る所の神社甚だ多し。殆ど淫祠の謂かと。愚、謂ふに、淫祠は祭るべからずして之を祀る也。凡そ、祭祀の制、或は民に功あり、或は事に功あり、或は其の事物に始祖たり、或は難に當り、患を捍ぎ、或は忠孝を君父に致し、或は其の鬼、歸する所無くして厲を爲すは、皆之を祀る。是、乃ち八十萬神なり。外朝の四方百物、祭らざる無きが如き、猫虎昆蟲も、亦焉に與かる。況や吾が神國の靈なるをや。或人疑ふ、外朝に七廟あり、而して我が國然らざるは何ぞと。愚謂へらく、天神を郊祀し、内侍所を祭祀するは、是、乃ち社稷宗廟を祭祀するなり、七廟の如きは外朝の禮なり。中朝には中朝の禮あり、況や

神祭の義は、天子自ら其の誠を盡し、重臣其の事を相け、神官往古の法を守れば、則ち更に之を擬議す可き無し。或は疑ふ、社稷の祭祀は之を聞くことを得たり、其の祖考を祭るが如きは、未だ之を與り聞かずと。愚、謂ふに、伊弉册尊神退去まして、紀伊國熊野の有馬村に葬る。土俗、此の神の魂を祭る。是、上古祭魂の始め也。天祖高皇產靈尊曰く、吾、當に吾孫の爲に齋ひ奉るべしと。是、宗廟を祭祀するを示すの教なり、其の祖考を祭るの禮、豈之に外ならむや。後世その節文を修飾すること舊記に明らかなり。其の外朝に一ならざる者、水土國俗の殊なるに因れり。是乃ち天地の勢なり。近世浮屠の法を難へ、大いに上古の制を變ず。尤も歎ずべき也。

### 化功章

崇神帝の六十五年秋七月、任邦國、蘇那葛叱知を遣はして、朝貢たてまつらしむ。任那は筑紫國を去ること二千餘里、北のかたに海を阻て、雞林の西南に



在り。

一書に曰く、崇神の朝に、額に角有ひたる人、一の船に乗り、越國の筭飯浦に泊れり。故、其處を號けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く、何れの國の人ぞ。對へて曰く、意富加羅國の王の子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名は于斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳に、日本國に聖君在すと聞はりて歸る化く。穴門に到る時、其の國に人あり。名を伊都々比古といふ、臣に謂りて曰く、吾は則ち是の國の王なり。吾を除きて二王あらむや。故、他處に勿往きそと。然るに臣、究ら其の人と爲を見るに、必ず王に非じといふことを知りぬ。即ち、更に還り、道路を知らず、島々浦々を留連ひつゝ、北の海より廻りて、出雲國を経て、此間に至れり。此の時、天皇の崩りますに遇へり。便ち留りて活目天皇に仕へて三年に逮りぬと。天皇、都怒我阿羅斯等に問ひて曰く、汝國に歸らむと欲するか。對へて諮さく甚だ望はしと。天皇、阿羅斯等に詔ちほせて曰く、汝道に迷はずして、必速に詣て到らましかば、先皇に遇ひて仕へまし。是を以て、汝の本國の名を改めて、追うて御間城天皇の御名を負りて、便ち

○角鹿—今の  
敦賀。  
○意富加羅—  
任那國。

○活目天皇—  
垂仁帝。

○御間城天皇—  
崇神帝。

汝が國の名と爲よと。仍りて赤織りの絹を以て阿羅斯等に給ひて、本土に返しつかはす。故其の國を號づけて彌摩那國と謂ふは、是其の緣なり。

謹んで按ずるに、是、外夷投化の始めなり。帝、心を小め徳を明らかにしたまひ、國內漸く謚にして、五穀既に熟し、教化大に行はれ、天下稱して御肇國天皇と謂す。故に外夷も亦投化す。聖徳の隆なること、以て見るべき也。

垂仁帝の三年春三月、新羅の王子天日槍、來歸り。將て來る物は、羽太玉一箇、足高玉一箇、鶴鹿々赤石玉一箇、出石小刀一口、出石梓一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并せて七物あり。則ち但馬國に藏めて、常に神物と爲す。

一書に曰く、初め天日槍、艇に乗りて播磨國に泊まり、宍粟邑に在り。時に、天皇、三輪君の祖大友主と、倭直の祖長尾市とを播磨に遣はして、天日槍に問ひて曰く、汝は誰人ぞ、且何國の人ぞと。天日槍對へて曰く、僕は新羅の國王の子なり。然るに日本國に聖皇在すと聞り、則ち己が國を弟知古に授けて化歸りと。仍りて八物のものを貢獻る。



謹んで按ずるに、崇神、垂仁、二帝の徳化は外夷に及び、遠人譯を重ねて來朝貢獻す。聖徳治教の餘り、仁風遠揚の至り、其の柔懷懿なる哉、應神帝の十四年、弓月君、百濟より來歸り。因以て奏して曰く、臣、己が國の人夫百二十縣を領りて歸化さぬ。然れども新羅人の拒むに因りて、皆加羅國に留れりと。爰に葛城襲津彦を遣はして之を召す。十六年、乃ち弓月の人夫を率ゐて來る。二十年秋九月、倭漢直の祖阿知使主、其の子、都加使主、並びに己が黨類十七縣を率ゐて來歸り。

○輕島豐明の朝。應神天皇御宇。

一書に曰く、輕島豐明の朝に、秦公の祖弓月、百二十縣の民を率ゐて歸化り。漢直の祖阿知使主、十七縣の民を率ゐて來朝す。秦、漢、百濟の内附の民、各各萬を以て計ふ。

謹んで按ずるに、遠人の來り化する。此に於て最も盛んなり。秦漢の二氏は外朝の封疆なり。皆來り歸す。況や三韓の來服をや。故に國々に其の人を置き、其の郡を立て、以て之を安んじ、之を柔らぐ。其の後吳王朝貢し、渤海の武藝、表を奉りて土宜を獻ず。皆中朝治教休明の化なり。(吳王

○武藝王。渤海國第二世。

朝貢は、仁徳五十八年に在り。渤海王、武藝の上表は神龜に在り。渤海は、本、粟末靺鞨の高麗に附する者、姓は大氏なり。高麗滅び、衆を率ゐて把屢の東牟山を保ち、城を築きて以て居る。高麗の遺殘稍く之に歸す。地方五千里、戸十萬戸、唐の睿宗の先帝中、使を遣はして渤海郡の王と爲し、是より靺鞨の號を去る。武藝は祚榮の子、武王と稱す。武藝立ちて朝貢す。武藝死して、子欽茂立つ。文王と稱す。又上表朝貢す。

以上は功化の極を論ず。謹んで按ずるに、地に内外あり。勢に遠近あり人に華夷あり。故に治教の道は、内よりして外に及び、近きを先にして遠きを後にし、華を親しうし夷を柔らぐ。夫れ、朝廷の上、國都の内、何ぞ四夷の遠疎に預らむや。然れども内の和、近の治、華の溢、知の明らかなる、徳の充つる、通ぜざる無く、感ぜざる無き者は、道の精妙なり。四夷、千里の險、萬頃の渺を遠しとせずして、歸仰投化し、畢く方物を獻ず。其の然るを期せずして然る者は、中華の文明、聖王の治教、天以て之を授け、人以て之に與す。實に過化の極功なり。



中朝事實下卷終

中朝事實跋文

此の一編、仁徳朝以下、其の尤なる者を擧げて、餘は姑らく是を舍く。蓋し三韓來服の後、外朝の典籍相通ず。故に嘉言善行も、亦蹈襲の嫌ひ有り。況や異教の太だ熾はなはんなる。神聖の道、竟に雜まじはりて醇じゆんならず、今、往古の神勅を祖述し、人皇の聖教を憲章す。唯、中華の文物を懸象し天地と參まじはる、萬邦の並び比すべきに非ざるのみ。



## 中朝事實附錄

### 或 疑

或人疑ふ。天地開闢の始め、萬物の化生、太甚だ怪疑すべき有りと。  
愚、謂へらく、萬物の始め、未だ嘗て化生ならずんばあらず。陽昇りて天と爲り、陰降りて地と爲る。天地既に化生なるをや。夫れ天地の間、往來屈伸息むこと無くして、其の交蒸する處萬物自ら生ず。一たび生ずるの後、種類連綿して以て天下に充塞す。人唯連續底を見て、以て氣化無しと爲すは、其の近きに凭りて其の遠きを忘るゝ也。土壤の蒸する、必ず菌朶を生ず。水草の腐する、必ず化蟲あり。何ぞ又蒸腐のみならむや。物各々其の靈を化す。構精網蘊して、以て此の人を生ずるも、亦氣化に非ずや。萬物種を襲ぎ聯ね來ると雖も、氣に因りて以て化せざるは無し。氣化の説更に疑ふ可き無し。

○菌朶きのこ  
しは。花なく  
○柶花なく  
實なき芝類。  
○網蘊天地  
の元氣相和し  
て盛なる貌。



大凡開草の運、萬物の資始、少らく端を茲に造す。今を以て古を把ることは猶、桃李の春にして一陽の微を言ふが如し。怪焉しむこと勿れ。俗學必ず私臆に因り、知らざる所を知れりとす。故に異端蜂起し、微言漸く隠れ、竟に上古の事を以て空渺の言と爲す。己眼の見る所を寓し、舊染の泥む所に附く豈是造化の不測ならむや。

○吳泰伯、周の古公、宣父の長子、文王の兄、吳に封ぜらる。○四月、建武の僧東海一誦集の著者。

或人疑ふ。中華は吳の泰伯の苗裔なり。故に神籬に三讓を掲げて、以て額と爲す。嘗て東山の僧圓月（字は中敬、中正子と號す。翹めて妙喜庵を建つ）日本紀を修し、以て泰伯が後と爲す。朝議協はずして、遂に其の書を火く。大概中華の朝儀、多く外國の制例に襲ると、否ずや。

愚、謂へらく、中華の始め、舊紀に著はす所、疑ふべき無し。而るを吳の泰伯を以て祖と爲す者は、吳越一革すべきに因る。俗書の虚聲を吠えて、文字の禪、章句の儒、奇を好み空を彫るが致す所なり。夫れ中華の萬邦に精秀なるや、悉く神聖の知徳に出づ。故に國を神國と稱し、祚を神位と稱し、器を神器と稱す。其の教を神勅と曰ひ、其の兵を神兵と曰ふ。是、神物に體し

○渾濁、人情の厚薄をいふ

○附會牽合、ことにつけること。

て遺さざるなり。後世叨に其の虚を傳へ、無稽の言を爲す。皆記誦の耳を信じて、其の本とする所を忘るゝなり。竊かに按ずるに、人の壽夭は、必ず世の渾濁に繋る、上古の人は壽多し。人の度量は必ず地の水土に襲る。中華の人は靈武多し。凡そ人皇より崇神帝に逮びて十世、年を歴ること七百年、聖主の壽算各々百歳に向たり。外朝の王は、此の間三十有餘世、泰伯の苗末の如くんば、何ぞ外朝の壽に異ならむ。況や帝の聖武雄才、果して手を拱して長く視るの屬ならむや。蓋し我が土に居て我が土を忘れ、其の國に食ひて其の邦を忘れ、其の天下に生れて其の天下を忘るゝ者は、猶、父母に生れて父母を忘るゝがごとし。豈是人の道ならむや。唯、未だ之を知らざるのみに非ず。附會牽合して我が國を以て他國と爲す者は、亂臣なり賊子なり。朝儀多く外朝の制に襲ることは、亦必ず此に效ふに非ず、自然の勢なり。且外國、好みを通じて後、多く留學生ありて、以て外國の事儀を精しうす。故に其の美を摘み、其の嘉を茹ふ。是君子の知なり。況や彼此同氣の相通ずるをや。三讓の榜の如きは、皆附益の弊にして、因りて之を證するに非ざる也。



或人疑ふ、綏靖帝、其の姨、五十鈴依姬を以て、元妃（母の姉妹を姨と曰ふ。）と爲たまふと。禮に於て最も畏れつけむや。

愚、謂へらく、禮は天地の道に本づき、人物の情に従ひ、數世の勢を監みて其の制を節す。故に草昧の始めは、禮の全備之を求むべからず。外朝の伏羲、女媧、兄妹にして、以て夫婦と爲り、堯、舜、同姓にして、以て婚姻を爲せり。并せ按ずべき也。且、禮は必ず一代の制あり、水土の差あり。故に禮は其の至誠を以て之を品節す。外朝の例を以て準ずべからず。

或人疑ふ。神聖の天縱なる、盍ぞ一舉して萬目を備へ、後世の修飾を待ちて、而して後に潤色せざるや。

愚、謂へらく、事物の生成は必ず時あり、勢あり、機微の豫め備はる、時勢未だ及ばざれば、即ち著明乘行すべからず。能く時勢と屈伸する者は神聖なり。凡そ卵仁、既に時夜、棟梁の機を備へ、而して卵仁に向ひて之を求むるは太だ早計なる者、時勢の然れば也。卵仁未だ嘗て其の機無くんばならず。蓋し神聖の知や徳や、既に太極して含蓄し來る。草昧未だ遠からず、時勢の屯

○卵仁、たまごの時、鶏の時に、つくること。

○簋、食を供ふる器、圓きをホ、方なるをキといふ。  
○鼎、一種の酒壺、銅製、脚の盃、結繩、支那の古蹟、證とす。  
○鳥跡、黄帝の巨蒼頡が見て作し、文字。

蒙なる、未だ微を發すべからず。皇統連綿の後、人情の恒、事物の感、掩ふべからず。而して品節修飾して、此の道致めずといふこと無し。紅藍紅を染めて、線、藍より紅なり。青藍青を染めて、色、藍より青きものは、其の染練の久しきに在り。故に穴居野處して、棟宇閣樓に至り、汗尊杯飲して、簋、鬯、爵、に訖り、結繩鳥跡より科斗篆隸に屆る。皆、其の初め太だ疎にして、經歷の漸、飾文潤色して、竟に善盡し、美盡するに及る。然らば乃ち太上は、素朴以て稱ふ。若し修飾を求むるときは則ち大早計のみ。

或人疑ふ。後世修飾の禮は、殆ど神聖自然の誠に非ざるか。  
愚、謂へらく、天地人物は、皆自然當然、互に相根ざす。蓋し陰陽の積累詎多にして、而して後に這の天地あり、此の人物あり。是當然の則なり。陰は自ら降り陽は自ら昇るは、天地萬物自然の道なり。若し自然を必とすれば虚無を本とし、悲絲に薄り、若し當然を専らとすれば、修飾を要して驪黄に投る。神聖の道に自然當然あり、其の事物に因りて其の道に致るのみ。故に草業潤色、相因りて後に、天下の禮行はる。







す。後世橋たぢばのまさみち正通わか少くして硯席を事とし、對馬守親光つしまのかみちかみつ、虎を射て麗王こまわらう、各各美官厚祿を授くるの屬たぐひ、其の人物、言はずして之を知るべき也。

或人疑ふ。儒と釋道と、共に異國の教にして、中國の道に異りや。

愚、謂へらく、神聖の大道は、唯一にして二ならず。天地の體に法り、人物の情に本づく、其の教の端を異にする者、皆水土の差、風俗の殊なるに因れり。五方の民、各々其の性ありて、以て同じからず。唯、中華は天地精秀の氣を得ること、外朝に一なり。故に神之を授けて、聖これを受け、極を建て統を垂る。天下の人物、各々其の處を得て、殆ど千年に幾ちかし。而して後に住吉大神すみよしのおほみかみ、三韓を我に賜ひ、初めて外國の典籍相通じ、以て其の揆を一にせることを知る。其の神教と曰ひ其の聖教と曰ふ、其の皇極の受授、天下の治政、猶符節ふせつを合せたるがごとし。是より信を通じ好を脩し、其の經典を摘み其の文字を便りて、以て今日の補拾と爲す也、佛陀の如きは、徹上徹下てつじやうてつか、悉く異教なり。凡そ西域は、外朝の西藩なり。其の水土は西に偏し、天地の寒燥濕甚だ殊なり。民、その間に生ずる者、必ず偏塞へんさいの俗あり、釋氏は彼州の

○徹上徹下  
上より下まで  
悉くといふ意

○桑門―出家  
の總名。

大聖たり。其の水土人物を融通し、以て其の教を設く。其の道は西域に可にして、諸を中國に施すべからず。夫れ耳を信じて奇を好むは、人情の蔽、何れの時か否ざらむや。釋教一たび通じて、人皆之に歸し、天下終に習染して、其の異教なるを知らず。牽合傳會けんがふくわい、神聖を以て佛の垂迹すゐじやくと爲すは、猶、腐儒の太伯を以て祖と爲すがごとし。吁是何の謂ぞや。先に天神、彼を諱むの戒を嚴にし、圓頂桑門えんちやうそうもんは廟前に進むことを得ず。僧尼の獻物は、内侍所ないていしよに上ることを得ず。是乃ち異教を禁ずるの明戒なり。異教を禁ずる者は、其の教の俗を殊にし、以て諸を天下國家に施すべからざれば也。後世に到りて、岐路分派し、人々其の情を縱はしにして、王道津に迷ひ、神も亦靈を遠ざけ、聖も亦興らず、各々其の私說臆意を信じて、諸を朝廷の正教に規たてさず、而も微言日に隠れ、異端競ひ起りて、以て其の本を忘るゝに薄うる。道家世に行はれざるの説は、明みんの宋景濂そうけいれんが日東曲につとうのまぎよくに出づ。(日東曲に曰く、青牛不渡大洋海、莫な怪人無識きやうじんむしやく道書だうしよ。注に曰く、國中に道士無し。)と、凡そ仙道も亦人の奇なり。何れの國か之無からむや。中華の仙道、舊紀口碑に泛泛たり。宋濂何をか知

○宋景濂―明  
初聘せられ元  
史を撰す。



らん哉。是治教の補に非ず、唯、氣を養ひ生を貪るの事、之を論ずるに足らず。姑らく是を舍く。

或人疑ふ。中華の教は、身を修め、徳を崇ぶの審かなる、未だ焉を聞かずと。愚、謂へらく、神聖の天に繼ぎて極を建つる、身を修め徳を崇ぶの道にあらずんば非ず。知徳の顯象著明なる、身を立て名を揚げ、迹を日月に垂るゝ者は、身を修め徳を崇ぶの義なり。言行の暴惡横邪なる、天靈を祖父とするも、亦免るゝこと能はざる者は、之に反けば也。夫の二神は、白銅鏡、天瓊矛を以てし、天祖は三器を以て天孫に奉じ、別に寶鏡を以て勅を嚴にし玉ふ。是乃ち萬世身を修め、徳を崇ぶ所以の神教なり。蓋し神聖、靈鏡を以て其の教を表す。豈其の由無からむや。竊かに按ずるに、人物皆此の性心あり、而して人の萬物に長たるは、其の知萬物より靈なれば也。靈とは何ぞ、明らかにして惑はざるなり。其の知明らかならざれば、則ち禽獸に異らず、知りて惑ふは、則ち未だ其の實を致めず。故に道を修め徳を崇ぶは、唯其の知を致むるに在り。其の知致まらざる時は、則ち徳とする所道とする所、皆私意に

落在して、専ら己が徳とする所を徳とし、己が道とする所を道として、公共底を得ず。所謂公共は、天地と其の徳を同じうし、人物と其の道を共にし、古今以て因り、尊卑以て共にす。乃ち神聖が極を建てたまひし道徳なり。然して夫の致むる所、唯此の知に在り。故に寶鏡を以て神勅を表す。是外國の大聖、大學の道は、致知格物を以てする所以なり。

或人疑ふ。本朝、中國と稱する者は、直に以て之を稱美するか、又其の以てする所あるの名か。

愚、謂へらく、二神、碓馭廬島を以て國中の柱と爲す。之乃ち、本朝は天地の中たる也。天照大神、天上に在つて曰く、聞く、葦原中國に保食神ありと。又高皇産靈尊、天津彦火瓊杵尊を立て、以て葦原中國の主と爲さむと欲す。是天神皆此の地を以て中國と爲したまふ、是より歷代中國と稱す。蓋し地は天の中にありて、而して中國、また其の中を得たり。是乃ち中の又中なり。土、天地の中を得るときは、則ち人物必ず精秀にして、事義また過不及の差なし。本朝の太祖天御中主尊、國常立尊、其の尊號名義、既に常中の



○裘毳—皮衣  
○毛織の袋  
○牲—牛羊豕  
を供へ祭ること。

言あり。以て國中の柱を建つ。故に其の中國たる所以は、乃ち天然の勢なり。竊かに按ずるに、外朝の聖禮、諸を此に論ずれば、則ち殆幾ど厚きに過ぐ。所謂衣に裘毳あり。食に牛羊あり、居に榻牀あり、廟を釁るに牲を以てし、誓盟に牛を殺し、喪に含斂あり、婚に娣姪を媵するの類是也。西蕃の釋教、諸を此に論ずれば、則ち太甚だ瀆薄にして及ばざる也。其の髪を髡し、菜を食ひ、運水搬柴して以て道と爲し、祭に蔬麵を用ゐ、喪に火葬あり。其の大に及んでは、終に君を無し父を蔑し。倫を亂るに薄るの類これ也。唯本朝は、神聖相續ぎ、大賢英才日に興り、其の宜を把りて、其の禮を制す。是乃ち天地人物事義の中、至誠息むこと無きの道なり。故に皇統、天壤と窮り無く、禮義因循して、天下これに由る。惜しい哉。舊紀の詳かなるもの、入鹿の火に厄すること。然れども、世世、人に乏しからず、若し其の遺風餘烈に因りて、以て禮樂の實を斟酌する、亦難からずや。是、國中の稱、唯本朝の虛名ならざる所以なり。

或人疑ふ、八耳王子は聖徳と號す。殆ど其の實無きか。馬子の弑逆を討ずること能はず、西教を信じて浮屠の法を熾んにす。其の本大いに聖徳に遠ふか。

○決治—教化  
のあまねきこと。

○三寶—佛法  
僧。

愚、謂へらく、馬子弑逆の罪は太子の聰明なる、未だ曾て其の機を知らずんばあらず、良史「太子八耳、天皇を弑す」と書して隠さずんば、太子又法の爲に其の惡を受く可し。太子、蘇我の勸引決治に因りて以て異教を信ず、尤も不可なるの大なり。竊かに按ずるに、太子、推古帝に攝政して、而して其の行ふ所、其の施す所、治道の休善、皆神聖の道にして西域の教に非ず。其の憲章を述作するや、禮を以て人民の本と爲す。其の好みを外國に通ずるや、天皇を以て抗稱して屈せず、其の聰明度量、睿智寛仁と謂ふ可し。故に天下大いに化す。其の薨ずるや、少壯考妣を喪するが如く、哭泣の聲道路に盈ち、耕春は耒杵を釋く。然らば乃ち其の功化、聖徳を以てするも、亦宜ならずや。蓋し、此の時、釋氏の教専ら熾んなりと雖も、未だ心性を弄し、空虚を彫るの太甚だしきに至らず。唯専ら信じ篤く敬し、以て福を祈め奇を尙ふのみ。故に太子の建つる所の憲章は、禮を以て道を制す。并せ按ず可き也。俗儒、皆疑ふ、憲章に三寶の説あり、然らば乃ち之を信ずるに足らずと。愚、謂ふ



に憲法の内に一條三寶の敬篤あり、一の非を以て十六條の是を掩ふは君子の志に非ず。其の寺を建て僧を度する者、皆西教の染習なり、憲章の如きは尤も治世の要戒、豈信ぜざる可けむや。後世、太子の過誇を尊信し、悉く其の實を銷し、以て其の私記臆説を附會牽合す。更に言論するに足らず。唯日本紀に據り、證して之を見つ可し。

或人疑ふ、太子、先に弑逆の過あり、奚ぞ後善を以て、其の大罪を掩はむや。今論ずる所、最も其の短を護るに似たり。

○楚穆王太子成  
王の時に太子成  
之を廢せんとす  
殺して位を嗣  
ぐ。九合、齊の  
桓公が九度の  
諸侯を會せし  
をいふ。

愚、謂へらく、天地の道、寛大にして克く容る。故に高明厚博にして息むこと無し。神聖焉に法る。故に悠久にして疆り無し。嘗て聞く、伯夷が悪を惡む、惡人と云ふに、朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如し。然も、夫子舊惡を念はざるを以て之を稱せり。春秋の書たるや、亂臣賊子を懲すが爲にして、而して楚穆王、その君父を弑する、夫子、嚴に其の罪を書す。好を修するに及びて、其の臣、名を書し、使と稱し、管仲、その讎を相け、九合に及びて、仁を以て焉に與ふ。問ふ所の説の若くんば、乃ち君を弑し、讎を相くるの罪、

豈、好を修し、九合の後を掩はむや。而るに夫子の筆言此の如し。蓋し馬子が弑逆、太子討ぜず、猶、晏嬰蘧瑗が君を弑する謀を與り聞き、而して其の禮を建て、章を翹め、天下の人心を化するが如し。豈好を修し九合するの屬ならむや。其の短を護るが如き者は、一家の私言にして公義に非ざる也。或人疑ふ、中華禮儀の制は、一定の事なく、代々變易するは何ぞや。

愚、謂へらく、禮に一定の則あり。而して一定の事無し。是乃ち禮の實なり。時に治亂あり。地に豊凶あり。人に長幼交代あり。事に儉奢あり。物に始終、新舊、有餘、不足あり。豈一定の事を以てせんや。故に一定の則を以て其の宜を制し、天地の人物の性情を通ず。是神聖の禮なり。豈唯中華のみならむや。外國の聖賢も亦然り。故に或は賢を尙び、或は文を尙び、或は文質並び行はれ、周は農を以て興り、天子后妃、必ず親ら耕蠶して而して農桑を導く。漢始めて元旦の賀禮を行ひ、以て君臣相和するの屬、皆一代の制なり。周の禮は萬代の模範にして、而も夫子は顔子に告ぐるに、夏の時を行ふを以てす。然らば乃ち、事は今日時物の情を通ずるに在るのみ。代々の變易怪しむべか

○夏の時を行  
ふ。夏、代に  
は寅月を以て  
正月とし、曆  
を立つ、周は  
子を建つ。周  
は丑、周には



國  
基

中朝事實附錄終

中朝事實附錄  
らず。



# 解題

山鹿素行の中朝事實と共に、故乃木希典將軍の特に愛誦せられたのは紀維貞の國基である。維貞は美濃の醫師速水玄仲の男、出て、座田家を嗣ぐ、座田家姓は紀氏、世々朝廷に事ふ、維貞、夙に勤王の志を抱き、菅原道實、和氣清麿等の誠忠を慕ひ其の和漢に渉るの學識を以て、水土風物を比較して國土の美と國體の嚴とを示し、伯夷叔齊の事蹟を賞して、孔子の精神却つて我が國に實現せられるとして此國基の一卷を著はす。文簡なれども意深く、其の維新勤王の士氣を鼓舞せしこと頗る少からざるものありしを想はしむ。本書天保六年に稿成り、同八年刊行せられ、安政二年には孝明天皇、乙夜の覽に供せらるといふ。蓋し國體研究者の一讀を欠くべからざるの好著、著者維貞、官は右兵衛の大尉を以て安政六年に歿せしが、明治四十五年從五位を追贈せられ、其の著は長く我が國民を教導す。

○洙泗の道尊ぶべく、而して漢土の俗鄙むべき也 君々たら  
子の所、近き二  
 川の名、故に  
 孔子の道、指  
 して洙泗の教  
 といふ。

## 序

洙泗の道尊ぶべく、而して漢土の俗鄙むべき也 君々たら  
 ずと雖も、臣は以て臣たらざるべからず。父々たらずと雖も、  
 子は以て子たらざるべからず。此れ其の道の尊き所以なり。  
 禪讓放伐、姓を改め命を革む。此れ其の俗の鄙き所以なり。  
 或は其の俗を鄙み、併せて其の道を斥け、或は其の道を尊び、  
 因て其の俗を美とす。二者皆過てり。紀維貞國基を著す、其  
 れ此に見るあるか。頃日之を鷹司關白殿下に進献し、遂に公  
 の意を以て、一本を奏御す。東坊城前大納言手札を維貞に賜  
 はるといふ。既に天覽を經、聖心悦びあり。余素より維貞を  
 識る。既に其の卓見を偉とし、又、此の舉を聞き、喜んで寐ま



ず。爲に一言を題す。此の書の光榮を賀する所以なり。

安政二乙卯夏六月

正三位神祇大副大中臣教忠撰併書

叙

○索闡さくせんも  
めひらく。

○喟然とんぜんくど  
いこと。

余少より聖經賢傳を讀み、幽隱を索闡し、意を鋭くし、力を竭し、而も未だ道に得るあらざる也。譬へば棟宇峻起、門關禁密、其の宮室を窺ふ能はざるが如し。然りと雖も、學者の業此に鑽仰さんぎやうせざるべからず。嘗て世の陋儒淺學の徒を觀るに、書卷を懷にし、終日馳驅、兒輩を教授し、以て盛業となす者あり。故事を按討し、談柄をなし、博識を衒てんひ、世の爲に稱述する者あり。蓬頭垢面、其の容崖然、其の口喟然、詩林文圃を睥睨し、以て名高しとなす者あり。口に仁義忠孝を唱へ、内實柔巧、以て利を獲んと謀る者あり。凡そ此等の人、經史百家の書を繙くと雖も、而も大經、賢範を知らず。之を



要するに皆糊口を營む偽君子たるを免れず。抑亦、仲尼の罪人なり。韓愈云く、事を記するもの、必ず其の要を提く。程子云く、多く見て其の要を知らざるは、書肆のみと。學者の針鉞しんべんと謂ふべし。紀維貞、多識強記、己を行ふ敦篤、學習院の史職に擢んでらる。頃ろ一書を著し、名づけて國基といふ。古今を提緯し和漢を校覈かうかくし、一端に拘らず。其の志大路を開き、學者を導き、以て仲尼の宮室を窺ふを得しめんと欲するなり。維貞先づ我心を獲、書を讀む要を知ると謂ふべし。其の序を請ふに及びてや、余安んぞ、之が爲に左袒せざるを得んや。

明經道儒 從二位清原宣明

○

紀維貞がかきあらはせる此書は、漢やまとのをしへにとほりて、こよなき功ならんかし。歌ひとつと乞るにいなみがたくて、

正三位 有 功

山ふかみ木葉がくれにすむ水の

くむ人まつやひさしかりけむ。



### はしがき

輕島とよあきらのみやの豊明宮に、天下しろしめし、天皇の御世に、くだらの國より、阿直岐、王仁などといふ博士をたてまつりしとき、太子菟道稚郎子ひつぎのみこらぢのわかしらつてのみこと、やがて、そのはかせどもにつきて、もろこしの典籍ふみをよみならひたまひしよりこのかたからくにの聖のみち、としくくにひろがり、月々にさかえて、名だたるものしり人も、御代くくに乏しからずなん、なりきにける。しかはあれど、えたる處、えぬところ、たがひに有て、今にして、猶あげつらふべきふし、なきにしもあらず。さるは、そのもとの漢國からくにの様も、またかくなんありける。こゝに紀維貞主、このかたに、ふかく心をこらしつゝ、あまねく、書どもを考へわたし、うまく道のまことのおもむきをえて、よろづみだるゝ筋なく、いとまめやかに、かきあらはされたる、この書ふみの條々ぢぢは、たゞに、孔子のをしへをひろむるのみかは。専ら、天つ神、國つ神の大御心にも叶ひつべき、大なるいさをならんか

し。しかいふよしは、孔子の教に、體すがたと用はたらきとの二を分ち立て、天地のそこひのうらに、ゆきとほりつゝ、いく千よろず代をふるとも、かはるまじき教もとつすがたを本體とし、もとより主定まらぬその國の時にしたがひ、處につけたるさとしを活用とせり。これをしも、たゞ一つごとに心得て、かけまくもかしこき現神の千秋ちあきの長五百秋ながいばあきにしらしめす、大御國の内に生れながら、かのしづたまさいやしき人も、時をえては、忽に君となりて、人をなづけ、世をたもつ國の風俗をしも尊み崇むるは、まどへることの甚しきによりてなり。孔子も、この大御國に生れ出てたまはば、あに、かゝらんやは。たゞ、かの正しき一すぢにこそは、導きたまはめ。延喜のむかし菅原の大臣のみぞ、このことの心ばへは、ながく誠めあかせ給ひける。然るに、わがともがらの學びの道の祖と、つねく頭かぶにいたびさまつる縣居あがたゐの賀茂の大人おとし、鈴屋すずのやの本居の翁なども、未だかゝるいはれを、つばらかには、えさとられずして、その著はされたる書の中にも、とにかく思ひたがへられたるふしの、これかれとみゆめるは、むねとある學のかたに、いとまなかりける故よしにてもあるべけれど、猶いはゞ、このことの類たぐひの、世に



明らかになりもてゆくも、即、かの大人たちの、いきのかぎり力をつくして、大和心をふり起しつゝ、うへもなくめてたき、外國の道にも、かくことなる心を用ひて、まことの筋をも、たづね求むる人の、いてくることとなりぬるにやとおもふに、うれしく、よろこばしくて、おぢなきをのが、おもひよりつることをさへ、そのはしつかたに、かきくはふるになんありける。

小泉 康敬

# 國 基

右兵衛大尉紀維貞著

凡そ天下の法、一善あれば、必ず一弊あり。周の興るや、王畿千里の外、以て、子弟功臣を封ず。東遷以降、諸侯強大にして周室卑弱、遂に、秦の爲に虜にせらる。秦、既に、六國を併せ、周の封建に懲り、創制して郡縣となす。天下の權、皆、天子に歸す。嚴刑密網、以て天下を驅る。然り而うして、戍卒一たび呼びて、咸陽焦土となる。漢祖の興る、大いに子弟功臣を封ず。既にして、吳楚七國の反有り。武帝位に即くや、推恩の策を用ゐ、諸王をして、其の子弟を分封せしむ。是に於いて、尾大の患無し。而も、宗室微弱にして、外戚王氏、遂に漢祚を移す。光武中興し、前轍を鑑戒し、子弟功臣を任せず、而も、權、宦官に歸す。東漢、遂に、此を以て亡ぶ。魏、宦官を任せず、而して權臣に亡

○外王畿千里の  
の地より千  
の遠き地方  
の東遷の平  
の時夷狄の  
を去り長安  
都を洛邑に  
方洛邑に選  
○六國、齊、  
楚、趙、燕、  
魏、咸陽、秦  
○都、咸陽、秦  
○推恩の策及  
○尾大の患  
○諸王より此  
○出づる宗室  
○をいふ宮刑  
○を仕へる者  
○去勢せらる  
○刑を指す  
○氏を指す



○八王の亂、孫を封じて八王あり其王反逆を起す。藩鎮の權、宋の太祖は地方に在る藩鎮將の領土を收めて直隸す。其爲め邊防疎となり夷狄の勢を成す。燕の禍、惠帝の弟、燕王を弑す。帝を弑すをいふ。

○成湯、殷の王をいふ。

○極を立つるを大事の剛柱を立てることと、即ち君位を定むる謂。

○羶羶、夷狄の生臭き人種の被髮左衽、衣服をふり亂し、着る事、秋の風俗。

○伯夷、叔齊の時、諸侯なる兄弟を伐つ、武王の紂を去つ、首陽の山に隠れ、餓死す。○山陽、山府に在る。

ぶ。晋は魏の孤立に懲りて、大いに宗室を封じ、而して八王の亂に亡ぶ。唐は節度使の任を重んじ、而して藩鎮の跋扈を致し、遂に、此を以て亡ぶ。宋の太祖、藩鎮の權を奪ひ、而して夷狄の勢を成す、宋、因て以て亡ぶ。明の太祖、諸將に任ぜず、而して子弟を信じ、遂に燕王の禍あり。此れ、其の始め、法を設くる、豈に以て不善となして、之をなさんや。然も、終に其の善となす所以のもの、以て、反つて敗を取る。一法立ちて一弊生ずるは古今の通勢なり。周公の魯を治むるや、賢を貴びて親を親とす。太公其の後、寢やく弱きを知る。太公の齊を治むるや、賢を尊びて、功を尙ぶ。周公其の後、篡弑の臣あるを知る。是れ豈偶然ならんや。然れども此れ其の弊や猶小なるものなり、更にこれより大なるものあり。堯の天下を舜に禪り、舜の禹に授け、成湯の夏桀を放ち、武王の商紂を伐つ。是れ其の創め之をなす、豈に以て不善となして之をなさんや。蓋し其の心に曰く、天下は重器なり、人民は國の本なり、豈不肖の子、不仁の君をして、之に主たらしむべけんやと。其の天下を慮る厚しと謂ふべし。然れども、後の人臣たる者をして、藉りて口實となし、其の弑逆を縱まゝにす

ることを得しむ。豈に極を立つるの過に非ずや。王莽之を以て孺子嬰を奪ひ、曹丕之を以て山陽公を奪ひ、司馬氏之を以て魏を奪ひ、劉裕之を以て晋を奪ひ、蕭道成の宋を奪ひ、蕭衍の齊を奪ひ、陳霸先の梁を奪ひ、高氏の東魏を奪ひ、宇文氏の西魏を奪ひ、朱溫の唐を奪ひ、石敬瑭の後唐を奪ひ、郭威の後漢を奪ふ、皆、此の道に因らざるはなし。降りて元清に至りては、則ち、弊、極まると謂ふべし。夷狄の羶羶を以て、入りて漢土に主たり。數千年衣冠の國、變じて被髮左衽の風となり、數千年禮儀の民、化して犬羊の俗となる。風俗の弊、一に此に至る。誰か之が端を啓ける。堯、舜、湯、武、其の責を辭するを得ず。若し堯、舜、湯、武をして之を見しめば、豈に、自ら悔ひ且つ咎めざらんや。孔子曰く、太伯は其れ至徳と謂ふべし、三たび天下を以て讓る、民得て稱するなし。又曰く、天下を三分して其の二を有つ、以て殷に服事す、周の徳、其れ至徳と謂ふべきのみと。又曰く、伯夷、叔齊は仁を求めて仁を得たり、亦何ぞ怨みんと。

(原註) 太伯、父を諫め國を讓り、以て君臣の義を嚴にし、而して萬世不易の



道を立つ、此れ所謂古今に互り、萬國に通ずるの至徳なり、文王は父祖商を翦るの志を継ぎ、仁政を修め民心を控く、其の太伯の高義に比するに雷壤のみならず、而して孔子稱して至徳と爲す者は、湯武放伐の意に對して之を言ふなるのみ、惟だ其の取るべくして取らざる、此れ漢土聖人中に於て較高義あり、是れ孔子の稱して至徳と爲す所以なり。

孔子周の世に生れ、魯國に長じ、顯はに先王の非を言ふことを欲せず、故に太伯に與ふる至徳を以てす、而して武王の失徳、自ら明かなり。夷、齊に與ふるに仁を以てす、而して武王の不仁は自ら明かなり。子、武を謂つて美を盡せり未だ善を盡さずと。其れ然らずや。後儒、孔子の意に達せず、以爲らく、武王の伐、夷、齊の諫、各、其の道を得たりと、回護傳會し、紛々聚訟し、適從する所なし。獨り唐の韓愈曰く、伯夷の若きは、天地を窮め、萬世に亘りて顧みざるものなり。昭乎たる日月も明とするに足らず。萃乎たる泰山も高とするに足らず。巍乎たる天地も容とするに足らず。武王、周公は聖なり、天下の賢士と天下の諸侯とを従へ、而して往きて之を攻む。未だ嘗て一人の之を非とする

○回護傳會し  
種々に辯護し  
色々にちつけ  
る。  
○韓愈退之  
名は昌黎、伯  
夷頌を作る。  
唐の徳宗の時  
國學博士とな  
る。

ものあるを聞かず。彼の伯夷、叔齊は、乃ち獨り以て不可となす。殷、既に滅ぶ。天下周を宗とす。彼の二子、乃ち獨り其の粟を食ふを恥ぢ、餓死して顧みず。嚮きに、二子微かりせば、亂臣賊子、迹を後世に接せんと。韓子の若きは乃ち、能く夷、齊を知ると謂ふべし。

我が 皇朝 天祖 天孫、國紀を基としてより、以て今日に至る 皇統綿々として、高きこと天の如く、重きこと地の如く、長く天地と、窮極あることなし。既に堯、舜の授禪なく、又、湯、武の放伐なし。是を以て莽、操の篡奪なきなり。これ極を立つるの美、然らしむと雖も、抑亦水土に因りて、其宜しきを異にするなり。雍冀の黍稷、荆揚の稻粱、洞庭の鱧、東海の鮪、雲夢の芹、具區の菁、燕秦の粟、江南の橘、安邑の棗、水土の異なる所、物も亦從つて變ず。燕趙に悲歌の士多く、秦に輕死の民多きは、是れ風土、之をして然らしむるなり。松膏を服する者は、其の心、欲寡く、葦菹を食ふ者は、其の心、淫なり。是れ飲食、之をして然らしむるなり。漢土の國たるや、瀕海遠きものは、數千里に至り、鱗介の屬、致し易からざるものあり。故に、上は王公より、下は庶

○雍冀、荆揚、  
雲夢、皆州の  
名。  
○洞庭、湖。  
○鱧、すゝき  
はらこ。  
○鮪、魚の卵



○大牢、小牢  
牛を殺して  
供物とするこ  
と。

○惻怛いたむ、  
み、あはれむ  
心。  
○暴厲あら、  
あげしき  
心。

○熾あま、  
美に同  
じ。

人に至るまで、牛羊雞豚を家に畜ふ。猶、菜の園に在るが如し。大牢、小牢、以て天地を祀り、以て神明を祭り、以て賓客を饗す。凡そ祭あらば則ち殺し、賓あらば則ち殺す。其の他、冠婚殺さざるものなし。牛羊を殺すを視ること、猶ほ、菜蔬を鬪るがごとし。未だ嘗て惻怛の色あらず。是を以て、仁厚の風壞れ、暴厲の俗作る。日に變じ、月に化し、遂に凶年饑歲、人、相食むに至る。猶、禽獸の如く然り。人道の廢れたる極れりといふべし。皇朝開闢より、以て今日に至る、歴世の久しき、未だ嘗て兵寇の亂なきにあらず、天下の民、未だ嘗て飢饉の災なきにあらず。然れども載籍の傳ふる所、未だ嘗て、人、相食むを聞かず。水土の熾惡、風俗の厚薄、以て其の一端を觀るべきのみ。中庸に曰く、仲尼、堯、舜を祖述し、文、武を憲章し、上は天時に律り、下は水土に襲る。

(原註)此章に言ふ。仲尼遠く堯、舜に原づきて、其の道を述べ、近く文、武に徴して其の法を明にす。天の時、寒暖の度に律り、水土熾惡の宜しきに襲る。西土の俗、上古より三代に至るまで、皆、代徳、革命を以て、常道とな

○九黎、  
多くの  
人民。

○沿襲、  
仕來  
りに従ふ  
習慣  
と。  
故例に  
従ふこ  
と。

し、天を以て主となし、民を以て本となす、民の厭ふ所は、天、必ず之を廢し、民の歸する所は、天、必ず之を祐く。徳衰へ、勢弱き者は、天、更に、臣民中の聰明なるものをして、代りて以て、天、人に主たらしむ。故に云ふ、命は定りあることなし、百王の相代る、或は授禪を以てし、或は放伐を以てす。斯の道、豈に、堯、舜、湯、武に創まらんや。蓋し、伏羲氏の燧人氏に代り、神農氏の伏羲氏に代るは、禪にあらざれば、則ち伐。神農氏、徳衰へ、軒轅氏、之と阪泉の野に戦ひて之に克つ。是れ伐を以て之を取るなり。少昊の衰ふる、九黎、徳を亂し、民神雜糅して方物すべからず。顓頊氏之を受け乃ち重黎に命じて、天地を司り、以て神民を屬す。是れ禪を以て之を取るなり。代徳、革命は他なし、水土風習、之をして然らしむるなり。獨り孔子は代徳、革命の天地の大經、萬世の定法にあらざるを知りて、特に君臣の道を立てんと欲す。然れども沿襲の久しき、之を一朝に改むること能はず。故に、能く其の教を修めて、其の俗を易ふること能はず。能く其の政を齊へて、其の宜を易ふること能はず。其の地にあらずして、之を樹うるも生ぜず。大







○五味—辛酸鹹苦甘。  
○五方—東夷、西戎、南蠻、北狄、中國。

○素—相應ずること。

○朱子—名は熹、字を仲晦、元晦、又晦庵といふ、宋代の大儒、四書集註以下著書多し、慶元六年卒す、文公と諡せらる。  
○遊氏—子游即ち子思を指す。  
○憲章—則として明かにすること。

にす、民の其の間に生るるもの、俗を異にし、剛柔、輕重、遲速、齊を異にし、五味、和を異にし、器械、衣服、宜を異にす。其の教を修め、其の俗を易へず、其の政を齊へて、其の宜しきを易へず。中國、夷狄、五方の民、皆、性ある也。推し移すべからざるなりと。

子思曰く、君子は其の位に素して行ひ、其の外を願はず。富貴に素しては富貴に行ひ、貧賤に素しては貧賤に行ひ、夷狄に素しては夷狄に行ひ、患難に素しては患難に行ふ。君子入るとして自得せざるなしと。(中庸の語)

朱子、遊氏の言を稱して曰く、中庸の道は仲尼に至りて集めて大成せらる。故に此の書の末に仲尼を以て之を明かにす。道は堯、舜に著はる。故に祖述す。法は文、武に詳なり。故に憲章す。元を體として亨り、物を利して正しうす。一喜一怒、四時に通ず。夫れ、是れを之れ天時に律るといふ。其の教を修め、其の俗を易へず、其の政を齊へて、其の宜しきを易へざれば、五方の民をして、各其の常に安んじ、各其の性を成さしむ。夫れ、是れを之れ水土に襲るといふ。上、天時に律るときは天道の至教修り、下、水土に襲るときは地理の宜しきを

異にすること全し。

○侯氏の言—論の言。  
○杞國—は夏の後也。  
○宋國—殷の後也。

○夏の時—夏の曆、大なる車、冕—祭時の冠、韶舞—帝舜の作つた韶といふ舞樂、韶と不弊—つひへ、郁々乎—盛んに開ける状態

又、侯氏の言を稱して曰く、吾れ夏の禮を學ぶ、杞、懲するに足らず、吾れ殷の禮を學ぶ、宋の存するあり、吾れ周の禮を學ぶ、今、これを用う。吾れは周に従はん。二代の禮、皆、沿革すべし。宋、杞、吾が言を徵するに足らざれば、則ち言はず、周の禮は、今、之を用うれば、吾れは周に従はんと。此れ孔子の時に中するなり。顔淵、邦を知るを問ふ。子曰く、夏の時を行ひ、殷の輅に乗り、周の冕を服し、樂は則ち韶舞せよと。此れ沿革の主旨なり。天下を通じ、萬世を等うす。不弊の法なり。孔子をして位に在らしめば、其れ獨り周の文を守りて損益せざらんや。

子曰く、周は二代に鑑みて、郁々乎として文なるかな。吾れは周に従はんと。(原註)蓋し、夫子の周に従ふ所以のもの、豈に其の文を喜びて、之に従ふならんや。特に其の時王の禮を以てするのみ。

林放、禮の本を問ふ。子曰く、禮は其の奢らんより、寧ろ儉なれ。

又曰く、先進の禮樂に於けるは野人なり、後進の禮樂に於けるは君子なり。如



○彬々―備り整ふ状。

し之を用うれば、則ち吾は先進に従はん。又曰く、質、文に勝てば、則ち野、文、質に勝てば、則ち史、文質彬々として、然る後に君子なり。

(集注)楊氏曰く、文質以て相勝つべからず。然も質の文に勝つは、猶甘の以て和を受くべく、白の以て采を受くべきがごとし。文、勝ちて、質を滅するに至らば、則ち其の本亡ぶ。文ありと雖も、將た、安くにか施さんや。然らば則ち其の史ならんよりは寧ろ野なれと。

(注)予謂ふ。文、全からば、則ち質亡び、質、全からば、則ち文、自ら生ず。亦、此の意と同じ。

○不孫―不遜に同じ。

又曰く、奢らば、則ち不孫なり。儉ならば、則ち固なり。其の不孫ならんよりは、寧ろ固なれと。

○黻冕―祭時に用ふる禮服の前掛と冠。○溝洫―田畑の間にあるみぞ。

又曰く、禹は吾れ間然するところなし。飲食を菲うして、孝を鬼神に致し、衣服を悪くして、美を黻冕に致し、宮室を卑しくして、力を溝洫に盡す。禹は吾れ間然するところなしと。

(註)言は、夏禹の大徳は文質宜しきを得。列聖の中に於いて、獨り禹は間然すべきなし。

按ずるに、天下の勢、質は本にして文は末なり。質は内にして文は外なり。質ならば、則ち簡、簡ならば則ち民俗淳くして節義の風全し。文ならば則ち華、華ならば則ち民俗薄くして、節義の風亡ぶ。古今盛衰の機、皆、此に決す。我天祖 天孫、水土の厚嫩に資り、極を肇め、統を垂れ、不言の教、三器の政、民、日に用ゐて知らず。衣食の富饒、淳厚の風、自ら興る。未だ嘗て、覬覦の徒の皇位を垂涎することあらず。未だ嘗て夷虜の賊の中州を蹂躪することあらず。神劍の光、施して海外に及び、三韓、任那、朝貢して臣と稱す。皇祚赫々、以て今日至る。豈に質俗の致す所に非ずや。西土は堯、舜以來、歴世、姓を改むるもの、幾人なるを知らず。或は東西に帝と稱し、或は、各國各帝なり。降りて、宋、明に至り、遂に天下を舉げて、異類の有と爲す。元の若き、清の若きは、數千載、衣冠の俗を變じて、辨髮左衽の風をなす、豈に浮文の弊にあらずや。

○覬覦―下流者にして上位を望む。

○赫々―輝きて明かなる状。

○浮文―浮華文弱。



堯、舜は父子の衰なり。湯、武は君臣の缺なり。

(原註)堯舜湯武の二句、洪範全書に見ゆ。

孔子の大聖、深く天地の經を察し、洞に百王の跡を観る。能く革命の俗、水土の薄惡に因る、斯の國、斯の俗に非ざれば、治をなすべからざるを察す。是に於いて兼ねて百代の禮を考へ、春秋を作り、以て天地の經に則り、而して萬世不易の法を寓し、堯、舜を祖述し、文武を憲章し、以て水土に襲り、而して時俗に従ふ。是れ、之を中庸の道といふ。

(原註)孟子曰く、天の高、星辰の遠、苟も其故を求むれば、千歳の日至、坐からにして致すべきなり、夫子兼て百王を考へて、而して萬世の法を立つ、其意同じ。

子曰く、故を温ねて新を知ると亦意同じ。

七十子の徒、惟だ顔子其の説を聞くことを得たり。子曰く、回の人となりや中庸を擇ぶ、一善を得れば則ち拳々服膺して之を失はずと。顔子も亦、夫子の學を歎じて曰く、之を仰げば彌々高く、之を鑽れば彌々堅く、之を瞻れば前に在

○循々順序ある狀  
○亞聖聖人に次ぐ聖人

○九錫漢以賜は後功臣の物件をいふ  
○冊命勅令の書かきつけ  
○孟子名は軻、子思の門人、周の赧王二十六年卒す  
○二儀陰陽の儀  
○宏軌宏大なる軌範  
○通典通じ用ふべき典籍

り。忽焉として後に在りと。夫子の人を教ふるや循々として等を踰えず、顔子は王佐の才、學も亦亞聖、故に夫子獨り之に告ぐるに、中庸の説を以てす。餘子並びに之を聞くことを得ず。蓋し夫子の輕々しく發せざる所以のものは、其れ亦以あるなり。嚮きに夫子をして、水土、風俗、相因るの跡を説かしめば、則ち後世人臣たる者、將に聖語に徴して、以て其の篡弒の術を縦まゝにせんとす。之が臂を攘ひ、之が頸を經るも、亦、何ぞ九錫と冊命とを待たんや。莽、操の徒の敢て公然、之を奪はざるは他なし、彼も亦懼るゝ所あればなり。孟子曰く、孔子、春秋を作りて、亂臣、賊子懼ると。其れ然らずや。夫れ春秋の書たる、辭微にして、旨遠く、義正しくして、法嚴なり。褒貶、黜陟、善惡以て判る。王室を尊び、夷狄を擯け、二儀の化育を該ね、人道の幽微を賛く、得失を舉げ、以て邪正を彰はし、成敗を明かにして、以て勤誠を著す。信に不易の宏軌、百王の通典なり。程子曰く、春秋の大義數十、其の義、大なりと雖も、炳として日星の如し。乃ち見易きなり。惟ふに、其の微辭、隱義、時に措き宜しきに従ふもの、知り難しとなす。或は抑へ、或は縦ち、或は與へ、或は奪ひ、



或は進み、或は退き、或は微に、或は顯れ、而して義理の安、文質の中、寛猛の宜、是非の公を得。乃ち事を制するの權衡、道を揆るの模範なり。秦よりして下、其の學傳はらず。予、夫の聖人の志、後世に明かなるを得ざるを悼む。故に傳を作り以て之を明かにし、後の人をして其の文に通じて、其の義を求め其の意を得て、其の用に法らしむるなり。

○董仲舒—漢の景帝の時、博士となり、武帝の時、賢良に擧げらる、廣州の人。

○經事—常理の意。

漢の董仲舒、夫子の言を記して曰く、我れ之が空言を載せんと欲す、之を行事に見はすの深切著明なるに如かざるなりと。其の師説を誦みて曰く、亂世を撥め、之を正に反す、春秋より近きはなしと。其の自言に曰く、國を有つものは、以て春秋を知らざるべからず。前に讒ありて見えず、後に賊あつて知らず、人臣たる者、以て春秋を知らざるべからず。經事を守りて其の宜を知らず、變事に遭うて其の權を知らず。人の君父となりて春秋の義に通ぜざるものは必ず首惡の名を蒙る。人の臣子となりて春秋の義に通ぜざるものは、必ず篡弒の罪に陷る。故に、春秋は禮義の大宗なりと。隋の王通曰く、春秋の王道に於ける、是れ輕重の權衡、曲直の繩墨なり。舍れば則ち衷を取る所なしと。唐の韓愈曰

く、春秋の法、極めて謹嚴なり。中國にして夷の禮を用うれば、之を夷にす。蓋し夫子の本色、全く此の書に在りと。故に曰く、我を知るものは、其れ惟だ春秋か、我を罪するものは、其れ惟だ春秋かと。夫子既に魯史に因り、周典を彰かにし、王者の權に托し萬世の法を寓す。其の大義に曰く、君父を尊び、亂賊を討じ、中國を内にし、夷狄を外にし、王を貴び、霸を賤む。其の君臣の義に於いて、尤も之を嚴にすと。周室東遷して、各國政を異にす。孔子猶、周の正を遵奉し、以て王室を光にす。吳楚、王を僭すれば、之を斥けて子と稱す。上下の分、立ちて天地の經得たり。其の辭微にして、其の旨深し。此れ孔子の遠く堯、舜、文、武に過ぐる所以なり。而して、猶且つ之が道を述べ、之が法を明かにし、以て其の教を立つ。嗚呼亦大なるかな。顔氏の没してより、其の義暗し。子思、父祖の學を承け、深く其の主意の在る所を察して、之を發明し、後世をして、其の堯、舜を祖とし、文、武に憲る者は、特に天時、水土の宜しきに因るを以てするを知らしむ。然らずんば、則ち堯、舜を祖述し、文、武を憲章すと曰ひて足らん。何ぞ必ずしも、之に次ぐに、天時に律り、水土に襲ると曰は







孔子の道は固より一なり。而も其の兩是あるは、天時水土の以て已むべからざるなり。此れ孔子の大道、能く萬國に通ずる所以なり。庸詎怪しむに足らんや。能く春秋の義と中庸の説とを察せば、以て觀るべきのみ。學者必ず水土の異なる所を辨じ、然して後西土の書を読め。夫れ此の如くんば、能く孔子の意を得て、力を用うるに少く、功を得ること多けん。是れ、予が水土に原づき、微旨を發する所以の意なり。

世の孟子を非として之を議する者多し。此れ未だ孟子を知らざる者なり。孟子の一書は皆爲にする所ありて發す。故に其の言、渾厚にして謹なきこと能はず。學者槩ね取るべからず。齊、梁の君に説くに、王業を以てするは、生民の水火に困むを憂へ、異端の正道を滅するを懼れ、強辨力争して、論、詭激に渉る。是を以て、其の言、間々聖人と相符せざるものあり。然れども、其の賢を以て不肖に事へざる者は伯夷なりといひ、又伯夷の風を聞く者は、頑夫も廉に懦夫も志を立つるありといふを觀るに、頗る能く伯夷を知る。乃ち又聖人が春秋の義、中庸の説を知るに似たり。其の伯夷を隘しと謂ふは、蓋し之を孔子の時中に比

○槩取—一概に取ていふこと。  
○詭激—言行の中を失ひて烈しきこと。

○澆亂—人情を亂すこと。

○司馬遷—字子長、漢武帝の時、史記百三十卷を著す。

して隘狭の偏なきこと能はずと、爾かいふのみ。假令孔子、伯夷の時に處るも、豈に伯夷を捨て、太公に従はんや。若し孔子をして、黙々として武王に従ひ商を伐たしめば、則ち萬世君臣の義混ぶ。孔子の時中も、亦當に確乎として一を守り、以て萬世不易の道を立つべきのみ。春秋の義を察して以て其の意を見るべし。孟子、深く天地の經、水土の説を知ると雖も、獨り奈せん、世道澆亂にして異端道を塞ぐ。之れが爲に激發危言して、以て其の説を破らざる能はざるを、王業を勧め性善を説く、蓋し爲にする所ありて發するのみ。其の春秋の義に原づかずして、水土の宜しきに襲るもの、亦已むを得ざればなり。

余、司馬遷の史記を讀む毎に、未だ嘗て遷が能く孔子の意を體するを、歎ぜずんずばあらず。其の世家、列傳を叙し、太伯、伯夷を以て其の首に居く。而して孔子の稱する所の聖、賢、豪傑、載籍に見れたるもの、微子、周公、管仲、晏嬰の徒は其の下に列す。其の心を用うるの深き見るべきなり。蓋し一時に功德ある者は之を一瞬に稱すべし。萬世に功德ある者は、之を萬世に法とすべし。此れ史を修むるの要なり。彼の太伯、伯夷の義、古今を貫き萬國に通じ、天地と其











この書、天保乙未を以て稿成る。摺紳先生に就き、質正する者數々なり。又、一年にして刻成る。生平知己の諸公、謬つて鄙衷を諒とし、賜ふ所の序、若くは跋、若干篇、陸續梓に上せ、以て本編に附すと云ふ。

跋

從來、國史を治むる者と、漢籍を讀む者とは、氷炭相容れざるが如し。聚訟紛然たり。之を要するに、各々偏見を執り、其の好む所に阿るなり。獨り紀君、公に聽き、並びに觀、斷ずるに水土の異を以てし、證するに孔氏の言を以てす、我が俗を以て我が邦に還し、漢の俗を以て漢土に還す。而して内を尊び、外を賤むの義を掲ぐ。炳として日星の如く、兩造をして心服せしむるに足る。或は云ふ、此の書、前人の未だ發せざる所を發して、獨得の妙あり、然れども、之れを世に公にせば、恐らくは、辨を好むの誚を免れざらんと。余謂へらく、此れ紀君を知らざる者なり。蓋し、此の書、全く世道人



心の爲に見を起す、徒にこれを木に鏤するにあらず。而して天下の人々をして、之を心肝に鏤せしめんと欲するなり。讀者も亦、須らく世道人心の上に在りて、眼を著くべし。君、豈に、辨を好む者ならんや。

丁酉孟秋

平安 巖 坦 龜

### 自跋

國のもともと名づけたる文を、年ごろ書き置きしを、こたび由ありて、掛卷もかしこき大君の御前に奉りけるに、いたくめでさせ給ひけるよし、大納言菅原の君のたふとき御筆さへそめさせられて、八尾の椿のつばらかに、仰せくだし給へけるこそ、濱の眞砂の盡きせぬ歡なれ。さるを、雲の上の御方方よりも、かた糸のよりくかしこき御文もて、千代萬世もかぎりなきさちなるよしを、ねもごろに、傳へさせ給ひ、何くれと、たまものなどめぐませ給ふは、かさねぐのさきはひと、深くかしこみ奉りて、はしなき大和歌を口すさみて、關白殿下の御點をねぎ奉りて、こゝに書きしるして、老樹の



さくらの若枝に花さくほどの歡を、年比しれるをちこちの友  
だちにも、しらすまほしくと、此文のはしに書きくはへつ。

維貞

唐大和道のけちめの手引ぐさ、

色なき文も御手にふれにき。

赤心  
報國

猷國基記喜

昨日新書上建章紫泥褒誥帶

天香仄聞乙夜經

宸矚喜懼交胸且欲狂

右兵衛大尉紀朝臣維貞

紀貞

字正

目次



十七憲法目次

解題……………三  
十七憲法……………五

神皇正統記目次

解題……………一六  
神皇正統記……………一七  
卷之一……………一七  
序論……………一七  
天神七代……………二七  
天照大神……………三二  
天忍穗耳尊……………三七  
瓊々杵尊……………三六

目次(細別)



彥火火出見尊.....四三

鷓鴣草葺不合尊.....四四

卷之二.....四九

神武天皇.....四九

綏靖天皇.....五二

安寧天皇.....五三

懿德天皇.....五三

孝昭天皇.....五四

孝安天皇.....五四

孝靈天皇.....五四

孝元天皇.....五五

開化天皇.....五六

崇神天皇.....五七

垂仁天皇.....五八

景行天皇.....五九

成務天皇.....六一

仲哀天皇.....六一

神功皇后.....六二

應神天皇.....六三

仁德天皇.....六四

履中天皇.....七一

反正天皇.....七二

允恭天皇.....七三

卷之三.....七五

安康天皇.....七五

雄略天皇.....七五

清寧天皇.....七七

顯宗天皇.....七八



仁賢天皇……………七六

武烈天皇……………七九

繼體天皇……………八〇

安閑天皇……………八二

宣化天皇……………八二

欽明天皇……………八三

敏達天皇……………八四

用明天皇……………八五

崇峻天皇……………八五

推古天皇……………八六

舒明天皇……………八八

皇極天皇……………八九

孝德天皇……………九〇

齊明天皇……………九一

天智天皇……………九二

天武天皇……………九三

持統天皇……………九四

文武天皇……………九五

元明天皇……………九六

元正天皇……………九七

聖武天皇……………九八

孝謙天皇……………九九

淳仁天皇……………一〇〇

稱徳天皇……………一〇〇

光仁天皇……………一〇三

桓武天皇……………一〇四

卷之四……………一〇七

平城天皇……………一〇七



嵯峨天皇 ..... 一〇八

淳和天皇 ..... 一一八

仁明天皇 ..... 一二八

文德天皇 ..... 一二九

清和天皇 ..... 一二九

陽成天皇 ..... 一三三

光孝天皇 ..... 一三四

宇多天皇 ..... 一三六

醍醐天皇 ..... 一三〇

朱雀天皇 ..... 一三三

村上天皇 ..... 一三四

冷泉天皇 ..... 一四〇

圓融天皇 ..... 一四一

花山天皇 ..... 一四一

一條天皇 ..... 一四二

三條天皇 ..... 一四三

後一條天皇 ..... 一四四

後朱雀天皇 ..... 一四五

後冷泉天皇 ..... 一四六

卷之五

後三條天皇 ..... 一四七

白河天皇 ..... 一四八

堀河天皇 ..... 一五〇

鳥羽天皇 ..... 一五一

崇徳天皇 ..... 一五二

近衛天皇 ..... 一五三

後白河天皇 ..... 一五三

二條天皇 ..... 一五六



六條天皇 ..... 一五九

高倉天皇 ..... 一五九

安徳天皇 ..... 一六一

後鳥羽天皇 ..... 一六一

土御門天皇 ..... 一六二

順徳天皇 ..... 一六七

仲恭天皇 ..... 一六八

後白河天皇 ..... 一七〇

四條天皇 ..... 一七一

後嵯峨天皇 ..... 一七二

後深草天皇 ..... 一七五

龜山天皇 ..... 一七六

後宇多天皇 ..... 一七七

卷之六 ..... 一八一

### 中朝事實目次

伏見天皇 ..... 一八一

後伏見天皇 ..... 一八一

後二條天皇 ..... 一八二

花園天皇 ..... 一八二

後醍醐天皇 ..... 一八三

後村上天皇 ..... 一八三

後村上天皇 ..... 二〇九

解題 ..... 二二二

自序 ..... 二二三

中朝事實上卷 ..... 二二五

皇統 ..... 二二五

天先章 ..... 二二五

中國章 ..... 二二九

目次(細別) ..... 五〇三



皇統章	二三八
神器章	二五〇
神教章	二六〇
神治章	二七六
神知章	三〇一
中朝事實下卷	三二一
皇統	三二一
聖政章	三二二
禮儀章	三三一
賞罰章	三八六
武徳章	三九五
祭祀章	四一六
化功章	四三九
中朝事實跋文	四三五

中朝事實附録	四三七
或疑	四三七

### 國基目次

解題	四五四
序	四五五
叙	四五七
はしがき	四六〇
國基	四六三
跋	四八九
自跋	四九一

### 目次(細別)終



昭和四年九月廿三日印刷  
昭和四年九月廿五日發行

(非賣品)

國民思想叢書

全二十卷內

國體篇中

編輯者

加藤熊一郎

發行者

加藤

印刷者

細野鐵三郎

整版 渥美廣吉  
印刷 萩原芳雄  
製本 橋本久吉

發行所

國民思想叢書刊行會

東京市外代々木山谷一〇八精神社内

電話四谷(35)二六〇九番  
振替東京二六八〇番







593  
1



